

令和4年度第3回 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

次 第

日時 令和4年10月6日（木）

午後1時30分から

会場 埼玉会館 ラウンジ

1 開 会

2 手引きについて（資料1）

3 協 議（資料2）

（1）地域における各関係機関、支援団体との連携体制づくり

（2）ニーズに応じた支援の創設・拡充

（3）その他

4 次回開催日程

第4回 令和5年 2月17日（金） 午後1時30分～

5 閉 会

埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 委員名簿

No.	分野	所属	役職	氏名	備考	
1	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部	助教	田中 悠美子		
2	経済団体	埼玉経済同友会	専務理事 事務局長	大石 克紀		
3	子供の居場所づくり 等実践団体	彩の国子ども・若者支援ネットワーク	代表	土屋 匠宇三		
4		埼玉県子ども食堂ネットワーク	代表	東海林 尚文		
5		埼玉フードパントリーネットワーク	代表	草場 澄江		
6	民生委員・児童委員	埼玉県民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員部会)	理事 (部会長)	清水 秀文		
7	医療関係機関	さいたま赤十字病院	相談福祉課長 (精神保健福祉士)	椎名 是文		
8 9	市町村	入間市 こども支援課	課長 副主幹(保健師)	木下 義幸 亀田 由紀子		
10 11 12 13		富士見市 子ども未来応援センター " 福祉政策課 " 高齢者福祉課 " 障がい福祉課	主査 主任 副課長 主査	猪野塚 容子 及川 正邦 長谷部 薫 三浦 崇	欠	
14 15		鳩山町 長寿福祉課	副主幹 副主幹	齋藤 芸路 新井 允		
16		教育関係機関	鴻巣市教育委員会 学校支援課	指導主事	矢野 貴	
17 18			富士見市教育委員会 教育相談室	室長 スクールソーシャルワーカー	関崎 純也 小関 隆弘	
19	社協	川越市社会福祉協議会	地域福祉課長	柴 明孝		
20 21		鳩山町社会福祉協議会	次長兼事業係長 主任	佐藤誠一郎 水代匡紀		
22	埼玉県	埼玉県教育局人権教育課	副課長	有賀 弘一		
23		埼玉県福祉部地域包括ケア課	課長	宮下 哲治		

第3回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会（令和4年10月6日） 座席表

	立教大学 田中 悠美子	埼玉経済同友会 大石 克紀	埼玉県民生委員・児童委員協議会 清水 秀文
彩の国子ども・若者支援ネットワーク 土屋 匠宇三			さいたま赤十字病院 椎名 是文
埼玉県子ども食堂ネットワーク 東海林 尚文			入間市こども支援課 木下 義幸
埼玉フードパントリーネットワーク 草場 澄江			入間市こども支援課 亀田 由紀子
鳩山町長寿福祉課 齋藤 芸路			富士見市子ども未来応援センター 猪野塚 容子
鳩山町長寿福祉課 新井 允			富士見市福祉政策課 及川 正邦
鳩山町社会福祉協議会 佐藤 誠一郎			富士見市高齢者福祉課 長谷部 薫
鳩山町社会福祉協議会 水代 匡紀			富士見市教育委員会教育相談室 関崎 純也
川越市社会福祉協議会 柴 明孝			富士見市教育委員会 小関 隆弘
埼玉県教育局人権教育課 有賀 弘一			鴻巣市教育委員会学校支援課 矢野 貴
埼玉県福祉部地域包括ケア課 宮下 哲治			

	事務局	
--	-----	--

埼玉県福祉部	埼玉県
地域包括ケア課	社会福祉協議会

--	--	--

	傍聴席	
--	-----	--

埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 ヤングケアラーの支援について検討するため、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について具体的な検討を行う。

- 1 ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について
- 2 ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて
- 3 その他、ヤングケアラー支援について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、ヤングケアラーに関しての学識経験者、市町村のほか、福祉、教育、民間団体等から埼玉県福祉部地域包括ケア課長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

市町村域におけるヤングケアラー支援の手引き（仮称） 目次（案）

- 1 はじめに
- 2 手引きの目的と活用方法
- 3 基本的な考え方
 - (1) ヤングケアラーとは（定義）
 - (2) 支援対象者の捉え方・支援の在り方
 - ・ヤングケアラー＝支援が必要 ではない
 - ・ヤングケアラーの支援＝家族全体の支援
- 4 支援のフロー（流れ）
- 5 支援にあたってのポイント
 - (1) ヤングケアラーの発見
 - ・気づきのポイント
 - (2) 本人及び家族との信頼関係づくり
 - ・なぜ信頼関係づくりが必要なのか
 - ・信頼関係づくりにあたってのポイント
 - (3) 介入の判断（リスクアセスメント）
 - ・虐待か否か
 - ・市町村への連絡先、相談先
 - (4) 市町村における主管課の設定
 - ・主管課を定める必要性について
 - (5) 市町村における支援の検討
 - ・支援にあたってのアセスメントのポイント
 - ・ケース会議及び情報共有の場
 - ・公的支援だけでなく、インフォーマルも含めて支援の検討
 - ・地域との連携にあたっての市町村社協の役割
 - ・資源の把握及び共有
 - (6) 継続的な支援のために
 - ・継続的な信頼関係づくり
 - ・ケース会議や情報共有の場の定期開催
 - ・人材育成
 - ・支援団体への財政的支援
- 6 支援の事例
- 7 最後に

事例① 精神疾患のある親のケアをする中学生の進学支援

家庭状況

- ・母子家庭。生活保護世帯。40代母親（うつ病、未就労）と中学3年の長男Aの二人暮らし。
- ・母親は、体調が良い時は家事ができるが、不調の時は息子が家事を行う。
- ・息子は、サッカー部に所属し、県大会に出場。スポーツ推薦にて私立高校の特待生として入学する予定であったが、①入学費用が無い、②入学説明会に親子で出席できないことを理由に進学をあきらめようとしていた。

発見の経緯

学校 → 市社会福祉協議会

・学校（部活動顧問）は、急にA君から「進学しない」ことを聞いた。なぜそうなったのか、事情を丁寧に聞き、本音は「進学したい」気持ちを確認した。その時初めて、母親の病気のことを知る。以前から福祉教育等でつながりがあった社会福祉協議会に、支援できることはがないか相談をした。

課題解決の方向性

調整役：市社会福祉協議会 → ケース会議（母親、本人も参加）

A君の希望を叶えられるよう、支援策を検討するため、ケース会議を開催。

○入学費用の確保

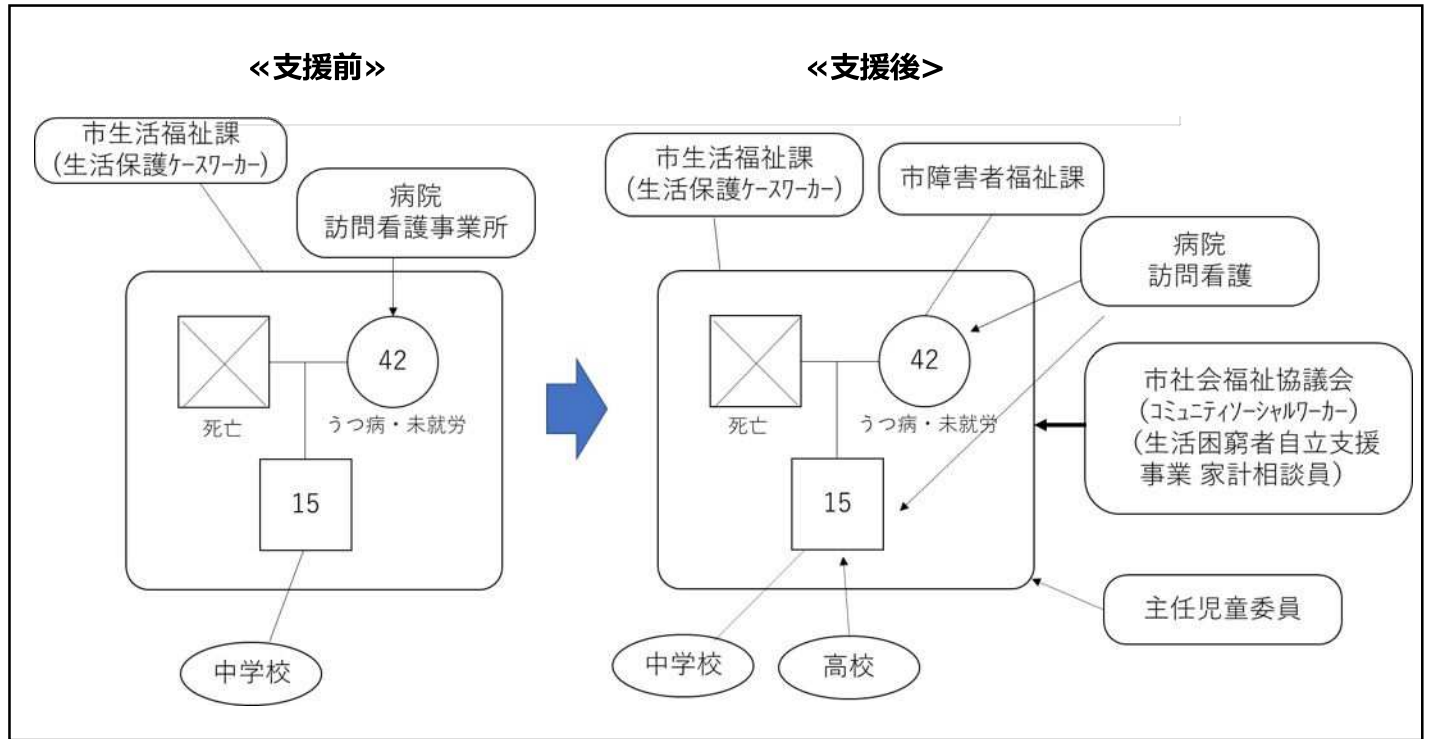
- ・市生活保護ケースワーカーは、世帯の経済状況を確認。私立高校の入学費用は、特待生のため授業料が減額されるため、捻出が可能であることを確認。
- ・市社会福祉協議会は、家計相談、入学費用の支払い手続きを支援。制服（中古）の譲り受けについて高校に相談。

○入学説明会への出席

・市社会福祉協議会は、母親の体調が悪く、どうしても出席できないため、保護者の代理が可能か高校に相談。面識のあった主任児童委員がボランティアとして、母親の代わりに入学説明会に同行。その内容を母親に伝え、入学に向けた準備を一緒に確認する。

○母親のケア等

・すでに訪問看護を月1回利用し、服薬の管理の支援を受けている。母親の体調に応じて必要な障害福祉サービスを利用できるよう、市障害者福祉課と情報を共有しておく。



支援の結果

- ・無事に高校に入学し、サッカーを続けることができた。高校では、A君の家庭状況を把握しつつ、A君の普段の様子を見守っている。
- ・訪問看護師は、訪問時にA君の姿が見えたときには、一言声をかけるようにしている。
- ・主任児童委員は、洗濯物にユニホームが干されているか等ゆるやかな見守りを行い、異変があれば、社会福祉協議会に相談することとしている。

【サービス・支援】			
サービス・支援名	内容	提供主体	根拠法令
生活保護	困窮する方への保護費等の給付。健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する	市町村生活福祉担当課	生活保護法
生活困窮者自立支援事業 家計相談	専門的な相談助言により、家計状況を明らかにし、相談者の生活再建に向けた意欲を高める	市町村生活福祉担当課（市町村社協等に委託）	生活困窮者自立支援法
障害福祉サービスの相談	障害福祉サービスに関する相談、受給決定	市障害者福祉課	障害者総合支援法
主任児童委員	子ども・子育てに関する地域での見守り、専門機関へのつなぎ等	市町村民生委員児童委員協議会	児童福祉法
ボランティア調整・活動	福祉の総合相談、ボランティア活動の普及・調整等	社会福祉協議会	社会福祉法
精神科訪問看護	看護師が訪問し、服薬の管理、生活リズムの調整（診療の補助、療養上の世話）	病院・訪問看護事業所	健康保険法

事例② 認知症の家族をケアする小学生への支援

家庭状況

・祖母（初期の認知症）、母（40代、就労）、小学6年生の長女Aさんの3人家族。母親は、ダブルワークで一日中働いている。父親は離婚後、音信不通。祖母の認知症状が徐々に進行。週1回の訪問介護を利用するが、長女は、祖母の話相手と家事の疲れから、精神的に不安定になり、学校を休みがちになっていた。

発見の経緯

訪問介護事業所（ホームヘルパー） → 地域包括支援センター

・ホームヘルパーは、訪問の際、学校がある時間帯にAさんが家にいることを何度か見かけていた。その度に、Aさんに話しかけたところ、実は祖母の話相手と家事が大変で、朝起きられずに学校に行けないことを聞いた。母親はAさんに家のことを任せ、Aさんはその期待に応えようと頑張っていた。この家庭の支援に関して、地域包括支援センターに相談をした。

課題解決の方向性

調整役：地域包括支援センター → ケース会議

○ケア負担の軽減

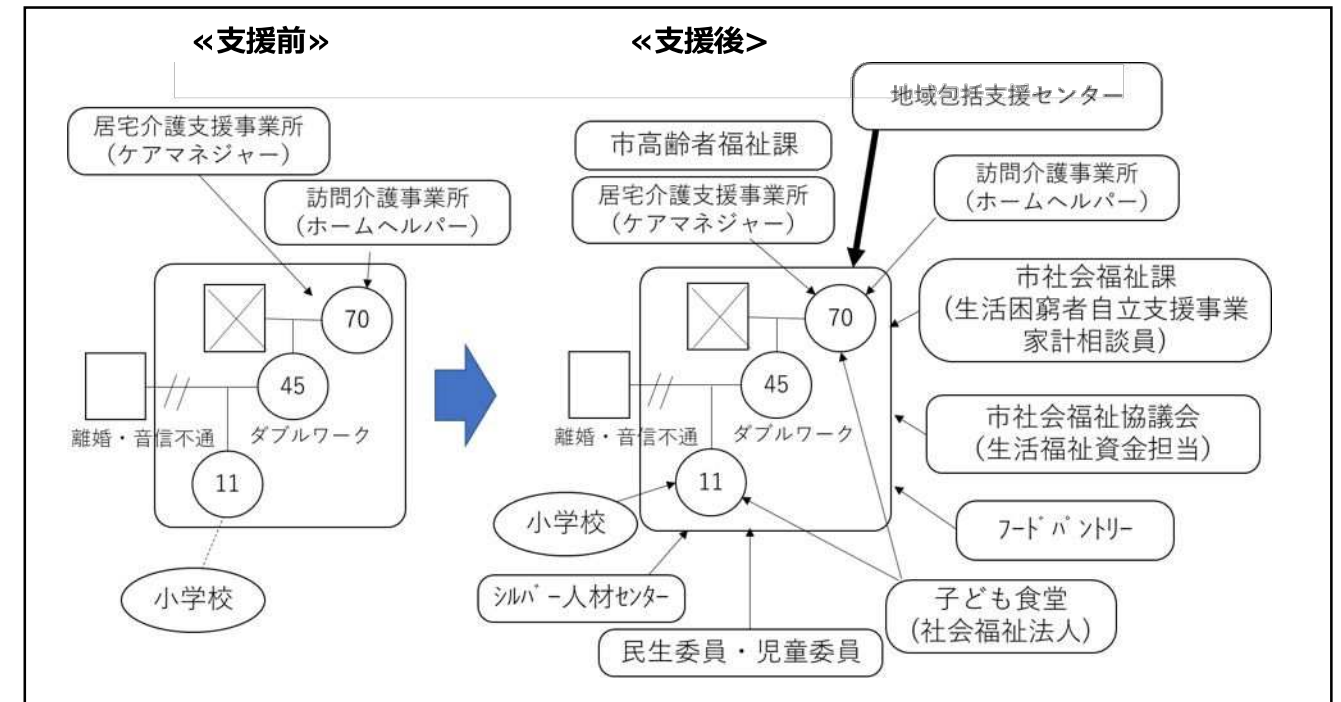
- ・祖母のケアプランを見直し、介護サービスを利用
 - ：居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）は、小学生であるAさんの介護力の評価を見直し、市高齢者福祉課とともに、ケアプラン変更（訪問介護の日数を増やし、デイサービスを利用）を検討する。
 - ：地域包括支援センターは、母親とAさんに祖母の認知症状の特徴や対応方法を説明。
- ・食事づくりの負担軽減
 - ：子ども食堂に祖母と二人で参加（月1回）。市内の子ども食堂ネットワークに加盟する他の子ども食堂からお弁当をお届け（週1回）。
- ・掃除の負担軽減
 - ：玄関先の植木や雑草が伸びて家に入りにくいいため、シルバー人材センターに剪定と草取りを依頼。

○生活費、今後の進学費用の相談

- ：介護保険の利用により、家計支出が増加するため、市社会福祉課（生活困窮者自立支援事業担当者）は、家計相談を実施し、生活費のやりくりについて、母親とAさんに助言。
- ：市町村社会福祉協議会は、フードパントリーの実施団体を紹介し、活用につなげる。また、今後、高校への進学費用に関して、教育支援資金や奨学金制度等の活用が可能であることを情報提供。

【サービス・支援】

サービス・支援名	内容	提供主体	根拠法令
総合相談・支援	地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援（介護予防、総合相談、権利擁護等）	地域包括支援センター	介護保険法
介護保険サービスの相談、プラン作成	ケアマネジャーが、介護保険サービスに関する相談、ケアプランを作成	居宅介護支援事業所	介護保険法
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や、調理、掃除等の家事（生活援助）を行う	訪問介護事業所	介護保険法
生活困窮者自立支援事業 家計相談	専門的な相談助言により、家計状況を明らかにし、相談者の生活再建に向けた意欲を高める	市町村生活福祉担当課	生活困窮者自立支援法
民生委員・児童委員	地域の実情把握・見守り活動、相談援助活動、専門機関へのつなぎ	市町村民生委員児童委員協議会	民生委員法及び児童福祉法
教育支援資金	生活福祉資金貸付の一種。低所得世帯を対象に進学する際の費用を無利子でお貸しする	市町村社会福祉協議会	社会福祉法
家事援助等	植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え等の困りごと等の仕事として請け負う	シルバー人材センター	高齢者の雇用安定等に関する法律
子ども食堂	食事の提供。学習や体験活動を行うところもある。地域コミュニティの場	NPO、ボランティア団体等	—
社会福祉法人の公益な取り組み	地域課題の解決に向け、法人特性を活かした社会貢献事業（困窮者支援、子ども食堂の運営等）	社会福祉法人	社会福祉法
フードパントリー	集まった食品・食材を、困窮世帯やひとり親世帯等の困っている方へ配付	NPO、ボランティア団体等	—



○孤立防止、日常的な相談機会

- ：地域包括支援センターは、学校にAさんの家庭状況について情報提供。学校は、必要に応じた声かけや配慮を行い、相談しやすい環境をつくる。
- ：子ども食堂は、社会福祉法人養護老人ホームの厨房とフリースペースを活用して実施されている。子ども食堂には、法人の介護職員も参加しており、何気なくAさんと祖母と会話をし、祖母の認知症状やAさんのケア状況の見守りを行う。また、運営スタッフでもある民生委員・児童委員が見守りを行う。

支援の結果

- ・介護サービスの利用により、Aさん自身の使う時間が増え、休まずに学校に通えるようになった。
- ・子ども食堂では、授業や宿題でわからないところを教えてもらう場もなっている。祖母も子どもたちに折り紙を教えたりしている。
- ・定期的に関わりのあるホームヘルパー、民生委員・児童委員は、何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、地域包括支援センターに相談することとしている。

事例③ 精神疾患のある親のケアをする中学生への支援

家庭状況

- 生活保護世帯。40代父親（ギャンブル、アルコール依存傾向あり、就労）、40代母親（統合失調症、未就労）と中学1年の長女Aの3人暮らし。母親は、幻聴、幻覚、被害妄想、希死念慮がある。
- Aさんは、母親の精神的なケア（話し相手、自傷行為を止める等）、服薬の管理をしている。母親は「死にたい」「殺される」と血走った目で話す日もあり、Aさんの心が休まらない。父親は母親のケアには無関心。母親と離れることができる学校生活が唯一の楽しみであったが、母親の体調が良くない日が続くと、Aさんの気持ちも不安定になり、遅刻や欠席が多くなった。なぜ、自分だけこんな目にあわないといけないのか、自暴自棄になる時がある。

発見の経緯 医療機関（医師、MSW） → 市生活保護ケースワーカー

- 母親の自傷行為があり、一時保護入院。退院にあたり、医療機関（MSW）がAさんの家庭状況や気持ちを把握。Aさんが精神的に不安定だったため、市生活保護ケースワーカーに相談をした。

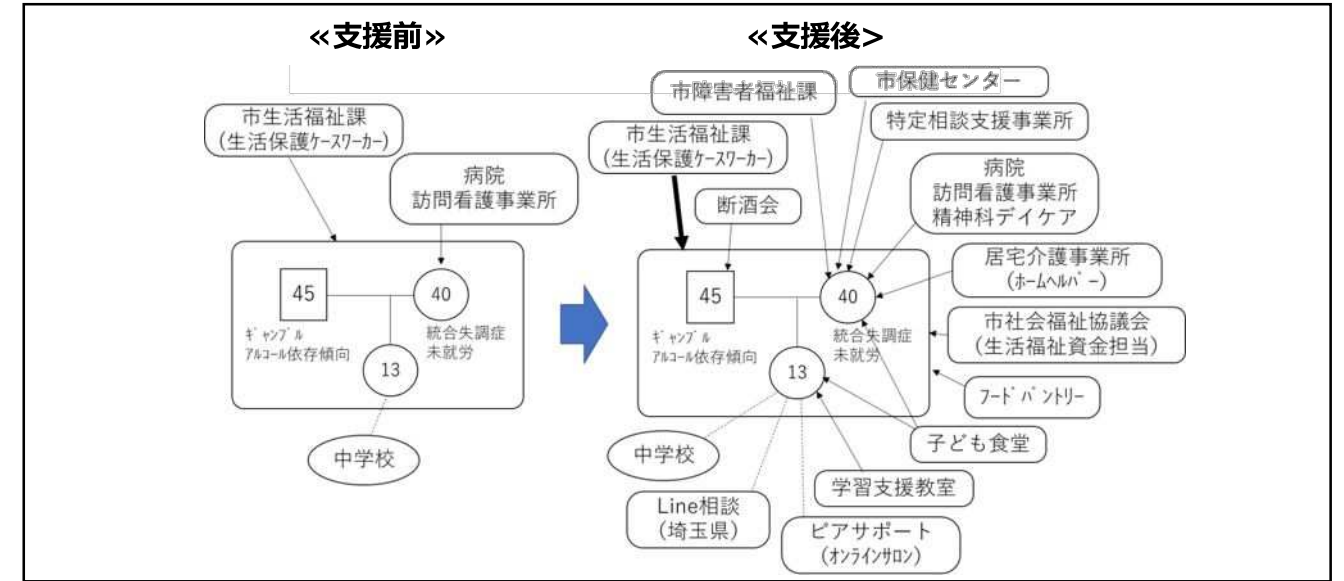
課題解決の方向性 調整役：市生活保護ケースワーカー → ケース会議

○ケア負担の軽減

- 特定相談支援事業所は、市障害者福祉課とともに、障害福祉サービス（居宅介護「家事援助」）を検討。
- 訪問看護事業所は、服薬管理の方法や工夫について、父親とAさんに助言。
- 市保健センターは、母親が日中に過ごせる場として、精神科デイケアへの利用を検討する。
- 子ども食堂から、家族分のお弁当をお届け（週1回程度）。

○生活費、今後の進学費用の相談

- 市生活保護ケースワーカーは、生活費のやりくりについて、父親とAさんに助言。ギャンブルやアルコール量を減らせるよう、父親に断酒会等のピアサポート団体について情報提供。
- 市社会福祉協議会は、フードパントリーの実施団体を紹介するとともに、フードドライブで集めたレトルト食品を提供。また、高校への進学費用に関して、教育支援資金や奨学金制度等の活用が可能であることを情報提供。



○孤立防止、日常的な相談機会

- 市生活保護ケースワーカーは、学校にAさんの状況について情報提供。Aさんは、「友人には知られたくなく、先生にも特別扱われたい」という思いがあることを学校に伝える。
- また、Aさんにはピアサポート（ヤングケアラーオンラインサロン）、Line相談があることや、学習支援教室があるので、父親が帰宅している時は、息抜きに参加してはどうか紹介する。
- 地域を担当する民生委員・児童委員は、定期的な訪問や、何気ない声かけにより、見守りを行う。

支援の結果

- 障害福祉サービスの利用等により、Aさん自身のために使う時間が増え、休まずに学校に通えるようになった。学校は、Aさんの意向を尊重し、積極的な相談支援は行わず、普段の様子を見守っている。
- 学習支援教室では、宿題をやったり、勉強でわからないところを教えてくれている。
- 訪問看護師、ホームヘルパー、民生委員・児童福祉委員、学習支援教室は、Aさんと何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、市生活保護ケースワーカーに相談することとしている。

【サービス・支援】

サービス・支援名	内容	提供主体	根拠法令
障害者福祉サービスの利用に関する相談	障害者福祉サービスの利用にあたっての相談、支援計画の作成	特定相談支援事業所	障害者総合支援法
居宅介護（障害）	訪問をして、入浴、排せつ等の身体介護、や調理、掃除等の家事（生活援助）を行う	市障害者福祉課	障害者総合支援法
精神科訪問看護	看護師が訪問し、服薬の管理、生活リズムの調整（診療の補助、療養上の世話）	病院・訪問看護事業所	健康保険法
精神科デイケア	精神疾患の再発防止や社会復帰などを目的とするリハビリテーションを行う	病院	医療法
こころの悩み相談	保健師、精神保健福祉士、医師等による心の悩み、精神保健にかかる相談	市保健センター	地域保険法
民生委員・児童委員	地域の実情把握、相談援助活動、専門機関へのつなぎ	市町村民生委員児童委員協議会	民生委員法及び児童福祉法
生活困窮者自立支援事業 学習支援	子どもの学習支援及び保護者の支援	市社会福祉課（NPOに委託）	生活困窮者自立支援法
子ども食堂	食事の提供。学習や体験活動を行うところもある。地域コミュニティの場	NPO、ボランティア団体等	—
フードパントリー	集まった食品・食材を、生活に困っている方へ配付	NPO、ボランティア団体等	—
断酒会	当事者の会	NPO、ボランティア団体等	—
ピアサポート	当事者同士の交流や悩み等を共有できる居場所。オンラインによる開催もある	埼玉県、NPO、ボランティア団体等	—
Line相談	ヤングケアラーから、Lineで相談を受ける	埼玉県等	—

事例④ 複合的課題のある世帯の中学生への支援

家庭状況

- ・生活困窮者世帯。50代父親（外国から仕事をするため来日。ほとんど日本語ができない。就労していたが、コロナのため大幅な減給）、40代母（夫と同国出身。パニック障害・うつ病のため精神科訪問看護を利用、夫からのDVあり）、中学2年の長男Aの3人暮らし。
- ・リフォーム時に不要な工事を行ったため借金。経済的に苦くなり、父親から母親への暴言・暴力がエスカレート。母親の病状も悪化。Aさんは両親の仲裁、家事、母親の精神的ケア、父親の通訳を行っている。
- ・Aさんも、精神的に不安定になり、学校を欠席することが多くなった。家では両親のことが気になり、勉強に集中できず学力が低下、また、お金もないため高校進学をあきらめていた。

発見の経緯

市社会福祉課（重層的支援体制整備事業 総合相談窓口）

- ・母親から、借金のため経済的に苦しくなったのでどうすればよいか、総合相談窓口にご相談。丁寧に母親の話をお聞くと、複合的な課題があり、ヤングケアラーの存在を把握した。関係機関に情報収集するとともに、世帯の支援について検討するため、支援会議を実施した。

課題解決の方向性

調整役：市社会福祉課（重層的支援体制整備事業 総合相談窓口） → 支援会議

○父親からのDVと子どもへの影響

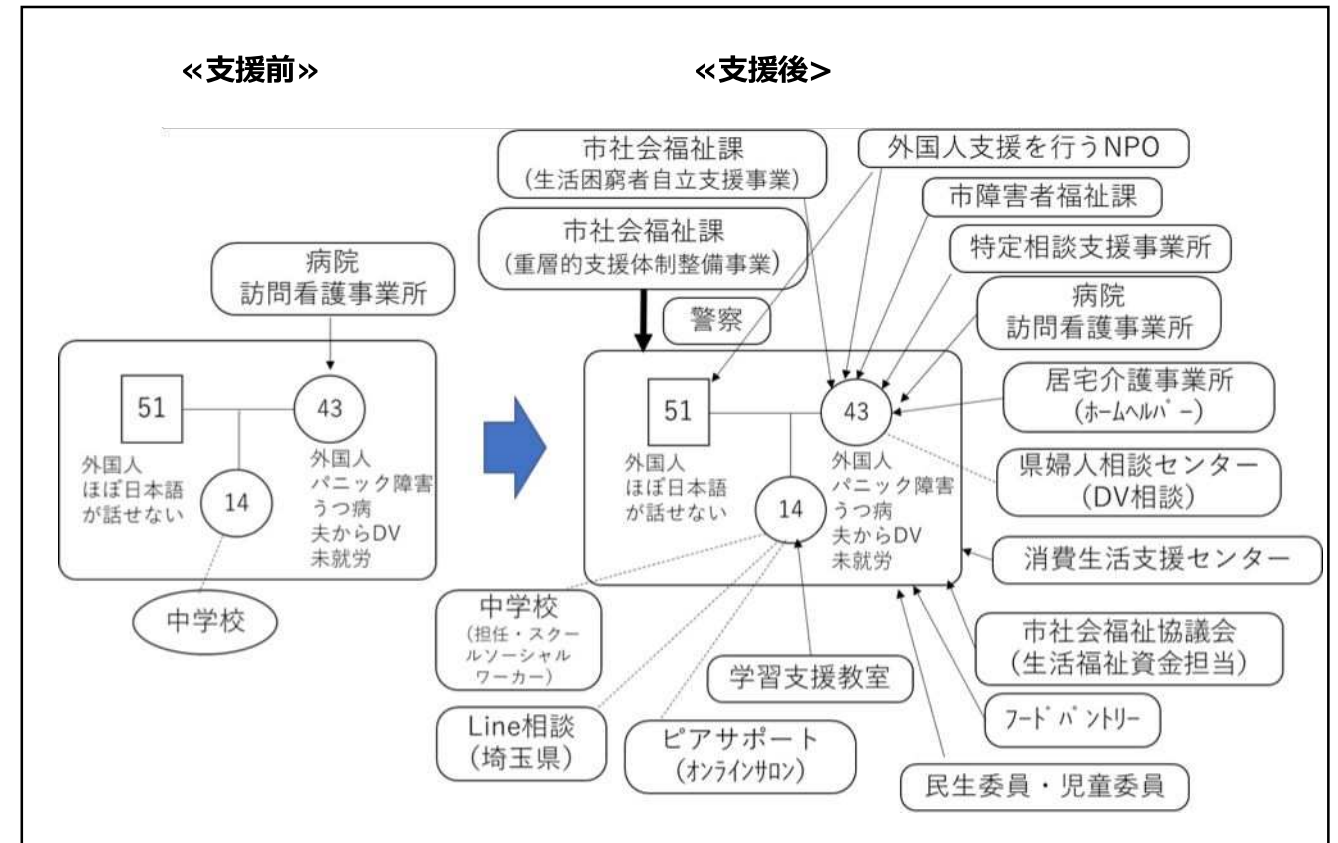
- ：市社会福祉課は、警察と連携し、緊急時の避難方法等を確認。父親に対して、暴力は犯罪であり、子どもに精神的な大きなストレスを与えること、経済的に困難な状況に対して、関係機関が協力して支援することを伝える。
- ：母親とAさんには、もしもの時は警察や、婦人相談センター（DV相談窓口）があることを伝える。

○ケア負担の軽減

- ：特定相談支援事業所は、市障害者福祉課とともに、障害福祉サービス（居宅介護「家事援助」）を検討する。
- ：訪問看護事業所は、服薬管理の方法や工夫について、父親とAさんに助言。
- ：市社会福祉協議会は、子ども食堂を紹介し、活用につなげる（月1回）。また、父親の通訳を必要な場合は、外国人支援を行うNPO団体が相談に応じてくれることを伝える。

○生活費、今後の進学費用の相談

- ：市生活困窮者自立支援事業担当者は、消費生活支援センターの助言を受け、リフォーム会社と契約変更を行い、借金の債務整理の手続きの支援を行う。また、家計相談員が生活費のやりくりについて助言する。
 - ：市社会福祉協議会は、フードパントリーの実施団体を紹介し、活用につなげる。
- また、生活が逼迫した状態であるため、一次的な支援として、彩の国あんしんセーフティネット事業による現物給付（食料、食材の購入）を実施する。
- さらに、高校への進学費用に関して、教育支援資金や奨学金制度等の活用が可能であることを情報提供。



○孤立防止、日常的な相談機会

- ：市社会福祉課は、学校及びスクールソーシャルワーカーにAさんの状況について情報提供。学校は、必要に応じた声かけや配慮を行い、相談しやすい環境をつくる。スクールソーシャルワーカーは、定期的に訪問し、家族の状況や思いを聞く。
- ：子ども食堂のスタッフでもある民生委員・児童委員は、定期的な訪問や何気ない声かけにより、見守りを行う。
- ：息抜きのため、ピアサポート（ヤングケアラーオンラインサロン）に参加してみてもどうか紹介する。また、悩みがある時には、Line相談があることを情報提供した。

支援の結果

- ・債務整理を終え、進学費用に関しても活用できる奨学金が分かったため、経済的な心配は解消されたことで、父親の気持ちが安定。Aさんが夫婦喧嘩に仲裁することは減った。また、障害福祉サービスの利用により、Aさん自身のために使う時間が増え、休まずに学校に通えるようになった。
- ・学習支援教室では、勉強でわからないところを教えてくれるため、参加が楽しみになっている。
- ・学校、訪問看護師、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、学習支援教室は、Aさんと何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、市社会福祉課に相談することとしている。

事例④ 複合的課題のある世帯の中学生への支援

【サービス・支援】

サービス・支援名	内容	提供主体	根拠法令
障害者福祉サービスの利用に関する相談	障害者福祉サービスの利用にあたっての相談、支援計画の作成	特定相談支援事業所	障害者総合支援法
居宅介護（障害）	訪問をして、入浴、排せつ等の身体介護、や調理、掃除等の家事（生活援助）を行う	市障害者福祉課	障害者総合支援法
精神科訪問看護	看護師が訪問し、服薬の管理、生活リズムの調整（診療の補助、療養上の世話）	病院・訪問看護事業所	健康保険法
生活困窮者自立支援事業 自立相談支援	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口	市社会福祉課	生活困窮者自立支援法
生活困窮者自立支援事業 学習支援	子どもの学習支援及び保護者の支援	市社会福祉課（NPOに委託）	生活困窮者自立支援法
DV相談	配偶者など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力)についての電話相談	埼玉県 婦人相談センター	
消費者被害相談	商品購入の契約トラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター	消費者安全法
彩の国あんしんセーフティネット事業（生活困窮者の自立相談、現物給付）	地域の社会福祉法人の公益的な取り組みとして、生活困窮者への相談支援、緊急・逼迫した状況での現物支給（経済的援助）を行う	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会	社会福祉法
民生委員・児童委員	地域の実情把握、相談援助活動、専門機関へのつなぎ	市町村民生委員児童委員協議会	民生委員法及び児童福祉法
子ども食堂	食事の提供。学習や体験活動を行うところもある。地域コミュニティの場	NPO、ボランティア団体等	—
フードパントリー	集まった食品・食材を、生活に困っている方へ配付	NPO、ボランティア団体等	—

事例⑤ 3人のきょうだいのケアをする中学生への支援

家庭状況

- ・30代母親と中学1年の長女A、きょうだい3人（6年生、1年生、4歳）の5人暮らし。父親はAさんが6年生の時に蒸発。父親がいなくなっからは、生活費を稼ぐために、母親はダブルワークで、明け方まで仕事をしている。1年生の次男は、発達障害がある。
- ・Aさんは、母親の代わりに、家事、きょうだいの世話、次男の保育園の送迎、病院の受診が必要な時には付き添いを行っている。中学入学当初は、バレーボール部に入ったが、遠征費、合宿代、ユニフォーム等の購入が必要なため、半年程で退部した。家事や保育園の送迎のため、遅刻や欠席が多く、成績も下がっているが、忙しい母のために、役立ちたいと思っている。

発見の経緯

市こども福祉課

- ・発達障害のある次男の福祉サービスの利用に関して、母親が市こども福祉課に相談。家庭を訪問したところ、家が散らかり、Aさんが家事ときょうだいの世話をしていることがわかった。こども福祉課が、要保護児童対策協議会の案件としてケース会議を開催した。

課題解決の方向性

調整役：市こども福祉課 → 要保護児童対策地域協議会案件としてケース会議

○ケア負担の軽減

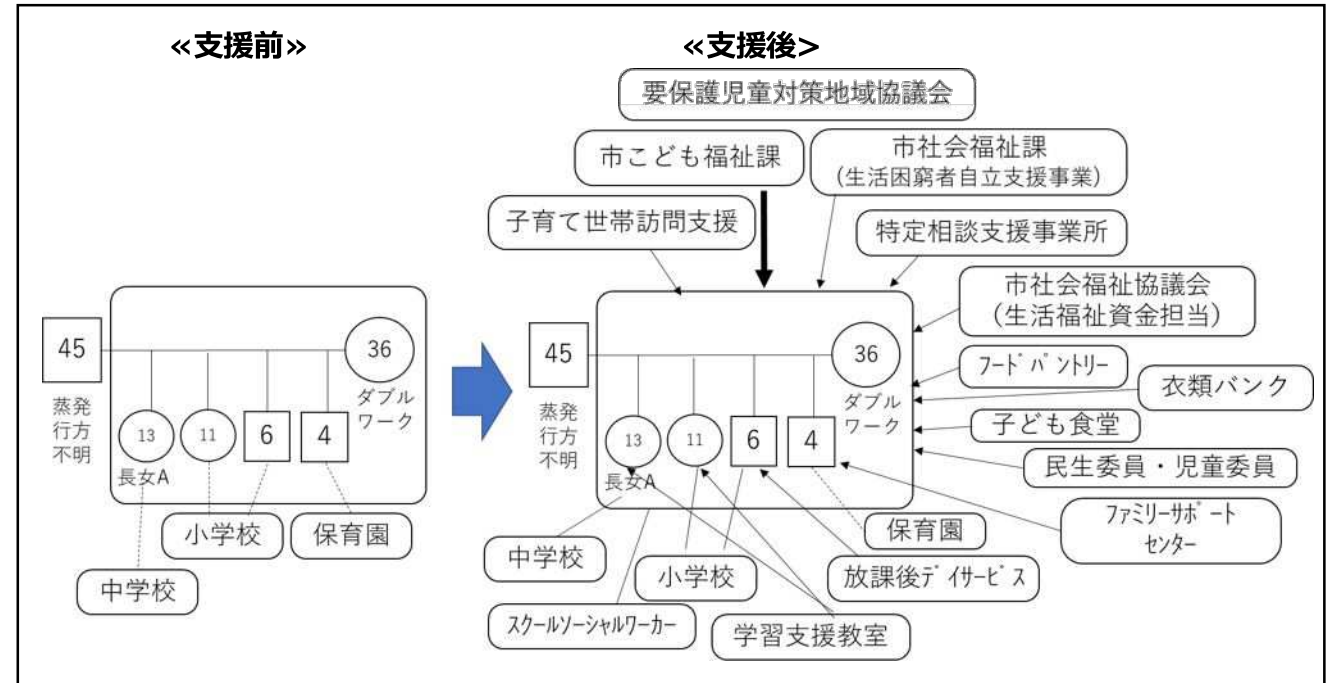
- ・相談支援事業所は、家庭状況のアセスメントを行い、必要な障害児福祉サービス（放課後等デイサービス）の利用を検討する。
- ・市こども支援課は、子育て世帯訪問支援事業の家事支援（掃除、洗濯等）の支援を検討する。また、きょうだいの送迎について、ファミリーサポート事業の活用を検討する。
- ・子ども食堂にきょうだいで参加（月1回）。市内の子ども食堂ネットワークに加盟する他の子ども食堂からお弁当をお届け（週1回）。

○生活費、今後の進学費用の相談

- ・市社会福祉協議会は、フードパントリーの実施団体を紹介し、活用につなげる。また、高校への進学費用に関して、教育支援資金や奨学金制度等の活用が可能であることを情報提供。また、基金を活用した学用品等の給付事業で、部活のユニフォーム等の購入ができることを伝える。
- ・子どもの衣類や靴が必要であれば、衣類バンクを活用できることを伝える。

【サービス・支援】

サービス・支援名	内容	提供主体	根拠法令
障害児福祉サービスの利用に関する相談	障害児福祉サービスの利用にあたっての相談、支援計画の作成	特定障害児相談支援事業所	児童福祉法
放課後等デイサービス	学校の授業終了時や休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法
子育て世帯訪問支援（掃除等の家事）	要支援・要保護児童等を対象に、子育てに関する情報提供、家事等の支援を行う	市町村子ども・子育て支援担当課	児童福祉法
ファミリーサポート	住民同士の支え合いによる、学校や保育園の送り迎えや、病気や外出時の子どもの預かり支援	ファミリーサポートセンター	児童福祉法
教育支援資金	生活福祉資金貸付の一種。低所得世帯を対象に進学する際の費用を無利子でお貸しする	市町村社会福祉協議会	社会福祉法
スクールソーシャルワーカーによる相談	家庭訪問等での状況把握、相談を行い、問題解決に向けた学校内や関係機関との連携等を行う	県・市町村教育委員会	児童福祉法
学習支援（制度外）	子どもの学習支援及び保護者の支援。食事の提供や体験活動を行うところもある	NPO、ボランティア団体等	—
子ども食堂	食事の提供。学習や体験活動を行うところもある。地域コミュニティの場	NPO、ボランティア団体等	—
フードパントリー	集まった食品・食材を、困窮世帯やひとり親世帯等の困っている方へ配付	NPO、ボランティア団体等	—
衣類バンク	県域の社会福祉法人の公益的な取り組みとして、子どもの衣類を集め、必要な家庭に配布する	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会	社会福祉法



○孤立防止、日常的な相談機会

- ・市こども支援課は、学校及びスクールソーシャルワーカーにAさんの家庭状況について情報提供。学校は、必要に応じた声かけや配慮を行い、相談しやすい環境をつくる。スクールソーシャルワーカーは、定期的に家庭訪問し、親子の様子を伺う。
- ・地域に学習支援教室があるので、母親が帰宅している時は、息抜きに参加してはどうか紹介する。
- ・地域を担当する民生委員・児童委員は、子ども食堂のお弁当をお届けしながら、何気ない声かけにより、見守りを行う。

支援の結果

- ・放課後等デイサービスやファミリーサポート事業の利用等により、Aさん自身の送迎にかかる負担が軽減できた。学校は、Aさんの家庭状況を把握しつつ、何気なくAさんの様子を見守っている。
- ・月2回程度は、学習支援教室に通うことができ、勉強でわからないところを教えてくれる。
- ・学校、スクールソーシャルワーカー、子育て世帯訪問、民生委員・児童福祉委員、学習支援教室は、Aさんと何気ない会話を重ねながら見守りを行い、異変があれば、市こども支援課に相談することとしている。

埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 全体会 実施要領（案）

1 目的

困難を抱えるヤングケアラーの背景には、様々な事情を抱える家族の課題があります。また、その課題への対応には、いわゆる支援の狭間への対応も必要であり、多職種・多機関の連携が不可欠です。

そこで埼玉県では、多様な主体が連携した支援体制づくりを目指し、行政、社会福祉協議会、民間支援団体等を構成員とした「ヤングケアラー支援推進協議会」を設置し、地域における支援体制の整備や生活支援サービスの創設・拡充を検討しております。本全体会では、各関係機関の皆様とこれまでの協議会での検討内容等を共有し、各地域におけるヤングケアラーの支援体制の整備のための一助となることを目的としています。

2 主催

埼玉県福祉部地域包括ケア課

3 運営

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

4 期日

令和4年11月24日（木） 13:30～16:00

5 開催方法

オンライン（ZOOM）

※本研修は、オンラインのみの開催となります。

6 対象

市町村、学校・教育関係者、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、児童館、主任児童委員、民生委員・児童委員、子どもの居場所等の運営者・協力者 等

7 参加費

無料

8 申込方法

参加のお申込みは、インターネットでお願いします。

【申込み先】 <https://ws.formzu.net/dist/S12195091/>

【締め切り】 令和4年11月11日（金）

※インターネットによる申込ができない方は、お電話ください。



9 定員

300名

10 内容

時間	内容
13:30	開会
13:35	概要報告 「埼玉県ヤングケアラー推進協議会の取組について」 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
13:45	パネルディスカッション テーマ「地域におけるヤングケアラー支援体制の構築に向けて」 ヤングケアラーの早期発見や信頼関係づくり、行政、学校、民間支援等の多機関・多職種連携のポイント、ニーズに応じた支援の創設や拡充の視点等、各委員の取組みを交えて理解を深めます。
途中 10分休憩	コーディネーター （埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 議長） 立教大学コミュニティ福祉学部 助教 田中 悠美子 氏 パネリスト （埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 委員） ① 入間市こども支援課 こども支援課長 木下 義幸 氏 ② 鳩山町社会福祉協議会 相談支援包括化推進員 水代 匡紀 氏 ③ 埼玉フードパントリーネットワーク 代表 草場 澄江 氏 ④ 鴻巣市教育委員会 学校支援課 指導主事 矢野 貴 氏
16:00	閉会
16:00	相談支援のご案内・意見交換会（市町村及び市町村社協の参加希望者のみ） 地域でのヤングケアラー支援体制づくりに関する個別相談支援の概要を御説明します。体制づくりに課題を感じている方はぜひ御参加ください。
16:30	

11 研修の参加について

Zoom のミーティング URL 及び資料については、後日、申込者あてにメールにてお知らせします。

12 問い合わせ先

埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部地域連携課（担当：大島・近藤・野口）

TEL：048-822-1248

Eメール：chiiki-g@fukushi-saitama.or.jp

ヤングケアラー支援における課題及び協議事項

1 ヤングケアラーの理解

【課題】

○ヤングケアラーが抱える問題がまだ正しく理解されていない。

○ヤングケアラーに自身がヤングケアラーである自覚がない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等、ヤングケアラーの理解者を増やすため、また、ヤングケアラー本人や家族が自身の現状を理解するため、それぞれへの啓発が必要である。

<協議事項>

○支援対象者の捉え方、支援の在り方

- ・「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」とのイメージを与えないように留意する。
- ・18歳以上の若者世代においても、過重なケア負担によって、進学やキャリア形成、結婚等の人生設計など将来的に大きな影響を及ぼすことも想定される。そのため、年齢によって支援が途切れることがないように、継続した支援体制づくりを検討していく。

【早期発見・把握の基盤づくり】

○各機関、支援者の立場で実施できること（啓発の取組）、方策

- ・子ども自身の理解を促すための啓発（自ら相談しやすくする）

→ハンドブックの配布だけでなく、総合学習の時間等で、子ども自身が将来のことを考え、自身がおかれている状態を理解できるよう、成長年齢にあわせた学び、気づきの機会を作るとよいのではないかな。

→保護者自身が、我が子をヤングケアラーだと気付いていないことも問題。親へのアプローチが必要である。

- ・専門職（SOSをしっかりとキャッチする。支える側の意識づくり）

→「ヤングケアラーがいるかもしれない」と、常に意識をして日々の業務や活動にあたり、信頼できる大人としてヤングケアラーに関わる意識が必要である。

- ・地域活動者への啓発（SOSをしっかりとキャッチする。つなぎ先を明確にする）

2 早期発見・把握

【課題】

○気づくためのポイントやアセスメントの理解が不足、早期介入の判断が難しい。

○発見把握の手法が確立されていない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等における、発見のポイントを整理し、共有する必要がある。

<協議事項>

- 各機関、支援者の立場から気づきの視点、発見のきっかけについて
 - 学校で行う健康診断等により心の状態をチェックできないか。また、タブレットの活用も有効ではないか。
 - 家庭訪問の仕組みを作れないか。
- 早期介入の判断について

3 発見時の対応、ヤングケアラーとの信頼関係づくり

【課題】

○ヤングケアラーや家族が支援を望まず、本音を隠すことがあり、意思や希望を確認できない。

- 周りの大人がヤングケアラーに気づいた時に、子どもの気持ちに寄り添い、ヤングケアラーの家庭での役割や本人の思いを理解するなど、困ったときには相談できるよう信頼関係をつくる必要がある。

<協議事項（案）>

- 各機関、支援者の立場から、子どもと家族との信頼関係づくりのポイント、工夫について
 - ・これまで、大切にされた経験が少ない子どもが多い。ただ話をきくだけでなく、子どもの未来を広げていけるような関わり方、子どもを大切にする関わりが必要である（具体的には、思いきり遊び、学び、自分の世界、知らないことを広げるような学習支援が必要）。
 - ・本当に困ったときにはいつでも相談していいとメッセージを出し続けること。

4 市町村（行政）における相談窓口、各関係機関の連携・調整

【課題】

○相談窓口が不明確。気になる子どもをキャッチしても、つなぎ先がわからない。

○各関係機関の連携体制が不十分。責任をもって支援する機関が明確でない。

- 相談窓口を明確にし、多機関連携の場づくりが必要。そのためには、幅広い関係者間を橋渡しするコーディネート機能が必要
- 個別ケース関係者のみで行う会議、地域課題を検討する全体会議など、目的に応じて柔軟に場を設定することや、既存会議体を活用することが必要

<協議事項>

- 各行政における相談窓口（本人・家族向け、連携機関・支援者向け）の現状と方策
- 学校、社協、支援団体が発見した場合の対応
 - ・学校と福祉（行政、社協、支援団体）が具体的に連携できるように、つなぎ先や支える側の意識づくりが必要である。

○多機関連携の場、調整役の現状と方策

- ・(入間市、鳩山町では) 総合相談を受けた課が、まずは相談を聞き対応する。内容によって適切な部署につなぐ体制を共通理解としている(入間市では、ヤングケアラー支援で庁内連携が必要な場合は、こども支援課につなぐことになっている)。

5 個人情報の取扱いについて

【課題】

○学校、福祉専門職等(自機関)が抱えこみ、支援の幅が広がらない。

→個人情報の取扱方法を整理する必要がある

<協議事項(案)>

- 各機関、支援者の立場での個人情報の取扱いの現状、工夫
- 本人・家族同意の取り方、子どもを中心においた支援のための情報共有の方策

6 地域における連携体制の場づくり・調整

【課題】

○関係機関、支援団体との連携が十分でない。

→関係機関、支援団体のネットワーク化・プラットフォームづくりが必要
関係機関、支援団体との連携を図るための調整役が必要

<協議事項(案)>

- 社協、支援団体における関係機関、支援団体のネットワーク化の現状と方策
- 関係機関、支援団体との連携にかかる調整役の現状と方策

7 ニーズに応じた生活支援サービスの創設・拡充

【課題】

○気軽に相談できる場や家事支援等、直接的な支援サービスが不足

○支援活動の立ち上げ、継続のための支援策が不足(人材、場所、ノウハウ、財源等)

→ニーズに応じた生活支援サービスや支援活動の創設、既存サービスの拡充が必要

<協議事項>

- 必要な支援の検討(外国人支援、きょうだい支援、家事支援 等)
 - ・具体的なニーズに応じて、生活支援に限らず、子どもの将来、進学や就職につながっていきけるような支援の枠組みも必要。支援のバリエーションを増やしていく。
- 当事者の集い(ピアサポート)の立ち上げの手順、運営方法
- 支援の拡充・継続する工夫、企業等との協働
 - ・直接の実施団体とあわせて、支援活動を支援する中間支援団体への財政的支援も必要である。

参考 2

令和 4 年度 第 2 回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

日時：令和 4 年 8 月 2 日（火）午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

実施方法：オンライン開催（Zoom）

発言者	発言要旨
進行：事務局 (県社協 熊井部長)	<p>本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、令和 4 年度第 2 回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会を開催いたします。</p> <p>私は、進行を務めます埼玉県社会福祉協議会の熊井と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本来であれば、ご参集いただき、皆様とお顔をあわせて開催を予定しておりましたが、コロナ禍の状況を踏まえ、やむを得ず今回は、ZOOMにて開催をさせていただきました。</p> <p>皆様には、急な変更にも関わらず、ネットワーク環境の設定等でご協力くださりありがとうございました。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与える恐れがあるなどの場合以外には、原則として公開することとしております。</p> <p>本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますことを、御了承ください。記録のための録音及び写真撮影につきましても御了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴者は 1 名いらっしゃいますのでご報告いたします。</p> <p>また、本日の出席者は、次第資料 2 ページのとおりです。本日は、オブザーバーとして、元ヤングケアラーで、ヤングケアラー支援に取り組んでいらっしゃる宮崎様、野口様にご出席いただいております。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>ここからの進行は、議長の田中委員にお願いいたします。</p>

<p>田中議長</p>	<p>これよりしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様の御協力と、忌憚のない御意見をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1回協議内容について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>〈事務局から資料1、2を説明〉</p>
<p>田中議長</p>	<p>資料1「各課題と協議事項」に、課題の全体像を整理してもらいましたが、今後の進め方として、資料1の課題と協議事項を踏まえながら、協議を進めていき、その結果は、資料2の支援の流れに沿って、手引きとして作成していくということでした。</p> <p>この時点で、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。よろしければ、次の協議に移らせていただきます。</p> <p>では、協議1「ヤングケアラーの理解」について、事務局にて説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>〈事務局から資料3を説明〉</p>
<p>田中議長</p>	<p>それでは、ただ今、御説明がありました内容について、皆様から御質問、御意見はございますか。</p> <p>では、1点私から若者ケアラーというところに、触れさせていただこうと思います。</p> <p>子ども・若者という文脈では、子ども・若者支援の法律があったり、若者サポートセンターなどと動きもあったりしますけれども、年齢をきっぱりと区切ることが必要か必要でないかの論議も必要だと思っています。ヤングケアラーの捉え方は、オーストラリアでは25歳未満という設定、私が今所属している日本ケアラー連盟においては、本当に探り探りの段階で18歳以降、またおおむね40代というような、曖昧な表現で進んでいる段階です。</p> <p>埼玉県においては条例がありますので、ヤングケアラーとケアラーという条文はありますが、若者をどう捉えるかは悩ましいと</p>

<p>土屋委員</p>	<p>ころであります。もし、ご意見や思いがありましたら、伺えたらと思います。</p> <p>ちなみに土屋委員、実践されているアスポートは若者をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。</p> <p>アスポート学習支援教室の土屋です。</p> <p>若者の捉え方ですけれども、私たちの支援対象は学齢期になっています。主に小学生から高校生までというところですが、そこは少し広げて解釈していかなければいけないかなとは思っています。といいますのも、支援が必要という意味では0歳、あるいは妊産婦からも必要ですし、それから例えば高校に行かなかった子どもです。</p> <p>実は、ヤングケアラーの調査を高校生にした時に、中学生の時に家庭で親をケアしながら高校へ行くのは無理だと判断をして、高校に行かないという子どもたちは、実はある一定程度います。調査の対象には入りません。そういう子どもたちは、やはり私たちはきちんと支援するべきだと思いますし、高校へ行かなくて少しケアが落ち着いて、二十歳ぐらいになった時に、やはり高校へ行こうかなと思う子たちもいるのです。</p> <p>実際に全く家事ができない重い鬱の母親の面倒を見ながら、妹の面倒を見ながら高校を続けていくのが難しく中退してしまったという子がいます。その子を私たちは、高校へ行っていないからと手を切ることはできなくて、きちんと次のところへつなげるまでは支援するというようにつながっていったら、この間、通信制高校にやはり行きたいというのです。もう二十歳になっていますが。</p> <p>ですので、つまりいたのは小学校や、あるいは中学校かもしれないけれども、その後も18、19、20、あるいは25ぐらいまで育ち直しではないですが、もう一回チャレンジしたいという機会はあったほうがいいと思います。それを30にするか40にするかというところまでは分かりませんが、あまり年齢で、すぱっと切ってしまうほうがいいのではないかと考えています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。学習支援という現場の実情も踏まえてお話をいただきました。</p> <p>ぜひ、宮崎さんにも、コメントをいただきたいなと思うのですが。ヤングケアラーは18歳以上も続くということもありますが、年齢層、若者世代というのをどのように捉えていらっしゃる</p>

<p>宮崎氏</p>	<p>か。</p> <p>ありがとうございます。宮崎です。</p> <p>僕も年齢で、すぱっと区切るべきではないという考え方ですけども、一方である程度区切らないといけないという事情もあると思っています。その上で僕は、オーストラリアの25歳という定義が結構いいのではないかなと思っています。理由は、25歳は日本でいうと、大体社会人3年目ぐらい。そのぐらいの年齢までは結構支援が必要な方が多いと思います。就職して1年目で介護が必要になってしまったというのは結構あたりします。</p> <p>その場合、転職などは結構難しく、そういう子はヤングケアラーに含まれないのかということ、僕はそうではないと思っています。</p> <p>あとは、自立していく年齢だと僕は思います。家庭を出て一人暮らしをする、結婚する、仕事をするなど。そういう時にケアとの兼ね合いにぶち当たって悩みが噴出するという子がすごく多いと思います。それが大体25歳ぐらいまでなのではないかという気はしています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。貴重なご意見です。25歳。諸外国を見ますと、オーストラリアの25歳未満というのがありますね。日本でいうと、例えば引きこもりの方への支援、若者サポートステーションなどでは、熊本県では49歳も入っていると聞いたことがあります。埼玉県においてはいかがでしょうか。</p>
<p>県地域包括ケア課 (柳田主幹)</p>	<p>埼玉県の若者自立支援センターでも15歳から49歳で、熊本県と同じです。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>さいたま赤十字病院の椎名です。</p> <p>先程、オーストラリアが25歳という事例がありましたが、諸外国としてはどういう理由で25歳と決めているのでしょうか。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。イギリスではヤングアダルトケアラーという表現で、25歳と定義付けをしているかと思います。しかもオーストラリアにおいては、病気や障害、精神疾患、あるいはアルコールやドラッグなど依存を抱える家族、パートナー、きょうだい等という対象者も、ケアが必要な病気や障害というところも</p>

<p>椎名委員</p>	<p>規定している定義です。25歳以下の若者として。宮崎さんがおっしゃるように、自立していく世代というところで、自立支援の必要性という観点から25歳というところを踏まえていると思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>前回の会議で報告した私の事例も年齢が18歳でした。年齢で区切る必要性があるかないかは別の課題だと思うのですが、年齢のみで区切ると、関わる機関がまた変わってしまい、継続した支援につながらないケースにもなってしまいます。ある程度の幅広い形で、ヤングケアラーから若者までなのか、ミドルぐらいまでにするのか。ある程度一定の支援機関が、ここまではこの支援機関で対応できますよという形で区切っていったほうが、支援はもっとしやすいかと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。今の支援継続ができる対応やシステムづくり、場所づくりが求められていると、改めて確認できたように思います。単に子どもというところでは、児童福祉法であるように18歳未満というのは共通認識にありますが、その中でも継続してできるよう、この後の議論でどのような仕組みづくりをしていくかがポイントになるかと思います。改めて18歳以上の方も継続して支援をしていく対象ですという認識を、この手引の中ではしっかりと書いていくことが大切なことも確認できたように思います。</p> <p>その他、ヤングケアラーの理解の図がありますが、その点でお気付きの点やご感想でも結構ですが、いかがでしょうか。3段階に支援の必要性を①②③と整理しているところがありますけれども。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーの支援の捉え方というところですか。これは①の部分は本当に全体を網羅していますし、②は特に身体的、精神的負担軽減のための支援ですね。あるいは、ニーズが特定化されたような形があります。③番が早期介入や要保護児童対策地域協議会との連携という緊急的な支援があります。</p> <p>また宮崎さんに振ってしまっても申し訳ないですが、家族支援の必要性で「伴走」という言葉がありますが、その時に、例えば問題を解決していくことだけではなく、本当に話を聞く。傾聴したり、共に共感をしたり、あとは継続的という意味での伴走もあります。この支援の捉え方を見た時に感じることや思うこと</p>

<p>宮崎氏</p>	<p>があれば、ぜひ教えていただければと思います。</p> <p>伴走というと、ヤングケアラーの家庭の解決とは何だろうと考えた時に、必ずしも介護が終わることが解決ではなく、家族がどうしたいかということと本人がどうしたいか。そこがきちんと本人の望むべきところに落ち着くというのが解決だと思っているのです。そうなった時に、やはりきちんと本音を聞くというのが大事です。</p> <p>例えば僕の経験でいうと、大学に行くのをやめるという選択をしたのですが、それが本音かということ本当は大学に行きたかったです。大学に行きながら、どうにかケアをして母を幸せにしたかった。ですが僕は、そこで大学に行かないという選択をしたので、そこをきちんと本音で本当はどうしたいのかを聞いてくれる仕組みが必要で、そのためにはやはり伴走して行って、本人がどうしたいかと家族がどうしたいかをきちんと把握して寄り添っていく必要があると思っています。そういう意味で、僕は伴走と言わせていただきました。</p>
<p>田中議長</p>	<p>解決の捉え方という、今すごく大事な示唆をいただいたと思います。本人がどうしたいのか、家族がどうしたいのかの希望というか意思をくんで導いていくというか、一緒に考えていくということですね。</p>
<p>宮崎氏</p>	<p>そうです。この間、ある事例を聞いたのですが、70歳ぐらいの結構高齢のお父さんがいて、その子は高校生の男の子で17歳の子。2人の家庭で、お父さんが認知症になってしまった。高校3年生の時で行政の支援とつながっていて、自分自身の生活に特に不満はないと言っているらしいのです。ですが、家はもうごみ屋敷状態になっている。でも、不満はないと言っていて、その不満はないというのが本音なのかが、僕は疑問かなと思っています。</p> <p>多分、その場でいくら聞いても、その答えしか返ってこない。ですから、それをきちんと高校を卒業する時にも今どう思うか聞いて、卒業した後もどう思うか聞いてというのを繰り返して行って、その中で本当はこうしたいという本音がいつか出てくるかなと思っています。それを拾っていくことが大事だと思っています。そういう事例もありましたので、共有させていただきました。</p>

田中議長	<p>ありがとうございます。どうしたいかのイメージが湧かない場合もあったり、適切な情報提供の中でだんだん自分の思いが、イメージが固まっていくというプロセスもあるかもしれませんね。</p> <p>ありがとうございます。野口さん、このヤングケアラーの支援の捉え方の資料をご覧いただいて、何かコメントなどありますでしょうか。</p>
野口氏	<p>今のお話を聞いていても思ったのですが、自分の思いを本当は話したいのに、やはり周囲に話す人がいなかったり、あとそういう環境になかったりした時に、私の場合ですけれども、話すことを諦めてしまうというか、もうどうなってもいいやと思ってしまったことがあります。ヤングとか若者世代というのは、進路を決めたりするライフスタイルが変わっていく時期ですが、そういう時に自分の希望や、本当はこうしたいけれども伝える人がいない。それで、ではもうそれをやめてしまおうと諦めに意識がいつてしまうと、人と話すこと自体をやめてしまう心境になってしまった経験が私自身もありました。</p> <p>伴走という言葉は、本当に何をもって伴走なのか。共に走るという言葉ですけれども、現実的に周りに誰か1人でもいいから寄り添える、話を聞いてくれる人がいるということが、そのケアラーさんにとって、とても大切な存在になると思います。そういう環境であったり人が周りにいてくれるということが、本人にとって大事なことであり、解決まで結び付かなくても自分の思いが伝えられる機会を一つ一つ積み重ねていけば、それが何か1つの解決につながったりしていくのかなと感じています。</p>
田中議長	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。とても重要なお話だと思います。前提となるような向き合い方、まなざしなど。これからヤングケアラーコーディネーターの議論なども入ってくると思いますが、寄り添い方や向き合い方というのは、大きなコメントをいただけたと思っています。ありがとうございます。</p> <p>この点に関しまして他の委員の皆さまからありますでしょうか。大丈夫でしょうか。では、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、協議事項2番ですね。市町村行政の取り組みを踏まえた協議に移らせていただきます。本日は入間市、富士見市、鳩山町の3市町の委員の皆さまに事前に資料を作成いただき、本</p>

<p>木下委員</p>	<p>当にありがとうございました。初めに資料4に沿いまして、3市町から10分程度ご説明をお願いしたいと思います。その後に全体で質疑応答を含めて協議をしていきたいと思います。</p> <p>では早速ですが、入間市の皆さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>入間市役所こども支援課の木下です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず基本情報ですが、人口が14万6,000人ほど。うち子どもの数、15歳未満が1万6,000人。世帯数が6万7,000世帯ほどです。</p> <p>実態把握・調査ですが、令和3年7月に調査を実施しました。10月に報告書を公開しています。対象は、市内の小学4～6年生、中学1～3年生、高校1～2年生です。小学校1～3年生は、自分で回答することが難しいと思われましたので、担任の先生や養護教諭の先生に回答していただきました。</p> <p>入間市の場合、タブレット端末が小中学校の全児童生徒に配られていまして、高校生の場合ですとスマートフォンなどを活用してWEBアンケートを無記名にて行いました。市独自で作成した動画を視聴した後に回答してもらいました。</p> <p>その結果、5,277人、約52.6%の方から回答があり、小学生5.7%、中学生4.1%、高校生4.8%のヤングケアラーが存在するというので、国や県の調査とおおむね同様の結果でした。</p> <p>次に子どもに対する普及啓発として、先ほどお話したアンケートの実施にあわせて簡単な動画を作りました。まず、ヤングケアラーとはこういうものですよということをお子さんに分かってもらった上で回答いただきました。それから、埼玉県が作成したハンドブックやチラシの配布、市の公式ホームページへの公開や、ポスターの掲示、市の広報等でPRを行っています。</p> <p>動画では、まずお手伝いと世話の違いが分かるように工夫しました。それから課題ですが、ヤングケアラーといったレッテルを貼られてしまうことを心配するお子さんもいるということで、対応に気を付けなければいけないということがあります。また、学校に通っていない不登校児童や、市外の学校に通学しているお子さんについても、ヤングケアラーの情報や支援の情報が届きにくいということです。</p> <p>続きまして、学校、スクールソーシャルワーカーへの啓発として、入間市内の小中学校は27校ありますが、こども支援課の職員が出向いて、ソーシャルワーカーや先生方に心配なお子さんがいないかお話を伺ったり、情報共有し、顔を見せることで関係づく</p>
-------------	---

りを行ったりしています。

学校はある意味、お子さんの一番身近な機関でありますので、学校でヤングケアラーを把握できるような工夫が必要かなと思います。ただ、最近ニュースでもありますが、先生方の負担が大きいので、これ以上負担が増えないような形で仕組みづくりができればいいかなと思っています。それから、業務中の研修参加は難しいので、開催日時等については検討が必要かなと思います。

支援機関に対しては市関係部署連携会議があります。これは市の関係部署が集まって、定期的な横のつながりを行うための連携会議です。また、市内の事業所に訪問を行っており、今年の7月から順次訪問して顔の見える関係を構築し、連携を深めていきたいと考えています。

続きまして、(2) 早期発見の視点・方策としましては、先生やスクールソーシャルワーカーから情報を聴取するなどして発見に結び付ける。それから、市の関係部署や事業所、民生委員さんなどを通じまして、早期発見・情報提供を依頼しています。また、市支援マニュアルを市の全課に配布しました。それから、こども支援課で既に関わりがあるお子さんについては、改めてヤングケアラーかもしれないという視点を持ちまして、アセスメントを実施しています。

次に2の相談窓口ですが、新たな相談窓口として、今年の4月に市役所の組織機構を見直し、福祉総務課に総合相談支援室ができました。ヤングケアラーのみならずケアラー全般や福祉や生活に関する困りごとを相談できる場所としており、来所・電話・メール・FAXなどによる相談を行っています。

伴走型、ワンストップで対応をしています。

また、2の既存窓口の活用では、昨年12月から、こども支援課の児童相談担当にヤングケアラー支援窓口を設置し、ヤングケアラーの相談についてはここで受けますよということを明確化しました。来所や電話・メール・FAXなどによる相談に対応しています。

今後、正職員および家庭児童相談員の中からヤングケアラー支援の担当者を選出し、市関係部署等との連携などを中心に担い、行っていく予定です。ヤングケアラーを把握した際には、児童相談担当で受理会議を行い、個人の偏った意見ではなく組織として判断を行うようにしています。

ヤングケアラー本人からの相談というのは、なかなかないこと

が想定されますので、こども支援課からプッシュ型、こちらから外に出て行ってアウトリーチすることにより、学校等でヤングケアラーが疑われるお子さんや支援が必要なお子さんの有無を確認したり、身近な場所で相談できる環境を整えたりしていく必要があると思います。

市関係部署の関係機関から相談を受けた際に、市の対応や支援が不透明であると相談しにくいことも考えられますので、相談後の流れを分かりやすく周知していく必要があるかと思っています。

3の信頼関係づくりですが、児童や保護者がヤングケアラーとして認識していない、家族の機能・役割と認識している場合があるため、ヤングケアラーかどうかというところから介入するのではなく、本人たちが何に困っているか、そういったところからアプローチしていくことが良いと思います。支援者である前に理解者として認識してもらえるように対応するように心がけることや、信頼関係を築くまでに時間がかかると思うのですが、時間がかかることで本人たちの負担感や影響が大きくなるという側面もあると思われます。

工夫として、対応する人によって対応方針や方向にブレが生じないように、関係者間で共通認識を持つて行うようにしています。本人から情報共有の同意が得られない場合でも、要支援児童として市関係部署間で情報共有を図り、アプローチが可能な部署から信頼関係づくりを行い、こども支援課も入り込んで一緒に対応しています。

3の(2)アセスメントシートについては、初期情報シートを市の支援マニュアルの中で定めています。ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントの内容をインテークがしやすいように、子どもの権利ごとではなく生活の場面ごとに項目を整理しています。

3の(3)早期介入の判断については先程申し上げたとおり、ヤングケアラーが疑われる場合は、こども支援課内で緊急受理会議を行い、ケース会議が必要と判断された場合にはケース会議を行うことで、多機関で判断、役割分担を行うようにしています。

課題としては、やはり個人情報の共有に課題があったり、ヤングケアラーの支援の優先度が部署で異なるために対応が遅れたりする可能性があることです。それから、生活に直結する課題ではない場合は埋もれてしまう可能性もあります。

4の(1)庁内連携体制ですが、所管課としてはこども支援課が調整役となります。支援の主体となる部署は一応ヤングケアラー

<p>田中議長</p>	<p>に関しては、こども支援課を含めて今のところ 12 の部署が関係部署かなと考えています。</p> <p>会議の持ち方は、4 つありまして、①市の関係部署連携会議。こちらは課長職が集まって情報共有を行います。それから②実務者会議は、担当職員の集まりです。それから③ケース会議。こちらは支援を行う関係機関が集まり個別ケースを検討する会議です。それから④受理会議があります。</p> <p>時間の関係でこのあたりで終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>すみません。たくさんの資料をご準備いただいて、十分な時間を取れず申し訳ありませんでした。また、後ほど今お話しいただけなかった部分についても触れていきたいと思えます。木下委員、ありがとうございました。</p> <p>入間市においては 7 月よりヤングケアラー支援条例が制定されて動いているというところもある故、体制としてもボリュームのある情報が盛り込まれているようにも感じます。後ほど、特に庁内の連携体制などをもっと伺いたいなと思うところです。ありがとうございます。</p> <p>では続きまして、富士見市さん、よろしくお願いします。</p>
<p>猪野塚委員</p>	<p>富士見市子ども未来応援センターの猪野塚です。よろしくお願いします。</p> <p>富士見市は、この会議には幾つかの部署で参加させていただいていますが、本日は代表して私から取り組みをご報告させていただきます。</p> <p>初めに、当市ではヤングケアラー支援について市としてどう取り組んでいくかというところが、まだまだ調整中の部分が多くて、今回様式を頂いたのですけれども、なかなか記載できていない部分が多くなってしまっていることをご容赦いただければと思います。また、代表して私がお話しさせていただくので、内容が子ども未来応援センターの取り組みに少し偏ってしまうところもあるかと思うのですが、そのあたりもご理解の上で聞いていただければと思います。</p> <p>富士見市の基本情報（人口規模）は、入間市さんよりも少し規模が小さいぐらいの自治体になっています。お子さんの人口についても微増、あるいは横ばいぐらいで推移している状態になっています。</p>

1の(1)早期発見・把握、理解促進に向けた啓発ですが、実態把握の調査は現時点ではできていない現状にあります。普及啓発は、国や県で作成したチラシを関係機関に配布したり、お子さん向けに県が作成されたヤングケアラーハンドブックの配布をしたりして実施しています。今後実態把握や普及啓発をどのように行っていくかが課題なのかなと感じています。

続きまして、1の(2)早期発見については、これもまだ課題が多いところではありますが、それぞれの部署でアンテナを高くして、ご相談の中で、もしかしたらヤングケアラーなのではないか、何か困っているのではないかというようなことが発見された場合には、詳細な情報収集をした上で、支援等が必要な場合には早い段階で関係部署や機関と情報共有を行いながら連携していくようにしています。

また、教育相談室としては、お子さんに対しては学校において児童・生徒の面談をしたり、学校での困りごとアンケートなどを実施したりする中で把握するように努めています。

お子さんとの面談という点で、最近あった事例でぜひ共有したいと思ったことがありました。子ども未来応援センターで2~3年関わっているお宅です。高校生の女の子の家庭なのですが、弟さん妹さんがかなり多くいる母子世帯のお宅です。高校に進学して、すごく繊細なお子さんなので、お友達との兼ね合いなどがなかなかうまくいかない中で不登校気味というか、学校に行けなくなってしまいました。そのお子さんが学校で先生と面談をしたのですが、その時に、言い方はあれですけども、ヤングケアラーを疑われたというか、下の弟、妹の面倒を見させられているのではないかというようなことを言われてしまったと。それがすごくショックだったと。それを家に帰ってお母さんに話すわけです。「そんなこと言われちゃったんだよ」と。そうすると、お母さんも「えっ」と。そのようなことはないのになってしまいました。

実態としては、母子世帯できょうだいも多いということで、下の子の面倒を見ているということがあり、先生も心配して声をかけ、面談の中で聞いてくれたのですが、ヤングケアラーという言葉だけが先走ってしまって、ご本人、あるいは家族が嫌な思いをすることがあるのだなという事例が、最近ありました。

ですので、こういった面談や実態把握というのも慎重に進めていくことが必要なのだなと感じています。

続いて2の相談窓口については、来年度以降、重層的支援体制整備事業を実施していけるように、市として今動いているところ

です。現状としては、先ほど申し上げましたように各部署におきまして、相談があればお話を聞いて必要な部署と連携しながら支援をしているというのが現状になっています。ヤングケアラーかもしれないお子さんにとっての相談窓口は、教育相談室、あるいは子ども未来応援センターが相談窓口のメインになっています。

実際に、支援者の方や近隣の方から、ヤングケアラーについてのご相談が少しずつ増えてきている状況にあります。少し前には地域の方から、自分が働いているお店にアルバイトに入ったお子さんが、「自分が働いて家計を助けなきゃいけないんです」という発言をしていて、ヤングケアラーなのではないかと心配になって連絡しましたというご連絡をいただいたこともありました。少しずつヤングケアラーという言葉が色々な方に知られることで、相談につながることもあるのだなと実感したところです。

続きまして、3の信頼関係づくりですが、まず留意点として、事前に得た情報について知っている前提で話をしないことを心がけています。また、あくまでも本人（当事者）から状況を聞き取る姿勢を持つことを重視しています。どうしても心配な家庭の情報は関係者同士で情報共有をすることが多いですが、本人から聞いたわけではないのに知っているかのように本人と話してしまったりすると、向こうはなぜ知っているのだろう、どこまでばれてしまっているのだろうと思われることがあります。知っているけれども、あくまで初めて聞くようにお話を聞く姿勢を持つようにしています。

また、工夫については、当事者であるお子さんと直接つながって話ができるように気を付けています。また、お子さん自身から聞き取った内容については、本人の確認を得ずに保護者等に伝えないようにしています。何となく保護者と子どもとなると、「お子さんは、こんなこと言っていましたよ」と言ってしまうがちかとは思いますが、やはりお子さん本人にも思いがあったり、親に言ってほしいこと、言ってほしくないこと、親には言えなかったけれども私たちには言ってくれたことというのがあるかなと思うので、保護者も知っておいたほうがいいと思った内容については、確認を得てから伝えるようにしています。

課題・方策については、やはりご本人がヤングケアラーだと思っていなかったり、保護者の方にお話しさせてほしいと言うと、それはやらないでほしいとか、必要ない、大丈夫ですというお話があったり。あとは、支援自体の介入を拒否する場合があるのですが、そういった場合にどうアプローチしていくかが課題かなと

書かせていただきました。

3の(2)アセスメントシートは、ヤングケアラーに特化したものは特になく、お子さんだけではなく世帯全体を捉えられるようなシートを使用しています。子ども未来応援センターは子どもの総合相談窓口ということで看板を掲げているので、ヤングケアラーだからということではなく、お子さん自身が困っていることのご相談で関わらせてもらっているのです。そういった全体を見られるようなアセスメントシートを使っています。

また、早期介入への判断については、アセスメントシート等を活用して、児童虐待と判断される場合にはと書かせていただいたのですが、介入が必要なだけでなく本人から同意が得られないことや、親御さんが支援の必要性を感じていない、完全にネグレクト状態になってしまっているといった場合には、児童虐待通告の対応として介入していくようにしています。

続いて4の多機関連携の仕組み、調整役についてです。こちら先ほど申し上げました重層的支援体制の整備に伴って、今後調整し、仕組みづくりというものができていけばと考えています。現状としては、先ほどと同じように多機関で情報を得つつ、必要に応じて連携を図っているという現状になります。

4の(2)庁外機関との連携体制については、学校や各種事業所、医療機関や市町村社協など、原則的にはご本人たちの同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施するようにしています。また、必要に応じて同席での面談や同行訪問を実施しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、内容によって協力を仰ぎたい内容がある場合のみ情報共有を行っています。基本的には何かあった時に情報をこちらがいただくという関係性で関わらせていただいています。

次の民間支援団体ですが、子ども未来応援センター自体が地域の子ども食堂やフードパントリー、居場所づくり等の団体を支援する取り組みをもともと実施しています。こういった団体と連携しながら、支援をさせていただいています。民間支援団体も、基本的にはご協力いただきたい時に情報共有をして連携しており、何かがあった時にこちらが情報をいただくという関係性で連携を図っています。

今回の推進協議会に参加されていらっしゃる彩の国子ども・若者支援ネットワークさんについては、市福祉政策課にて生活困窮者自立支援法に基づいた学習支援を委託させていただいているので、本当にいつもお世話になっていますし、子ども食堂ネットワ

	<p>一クの東海林委員にも富士見市で、いつも子ども食堂やパントリーを実施していただいています、ご協力をいただいているところ です。</p> <p>連携体制の工夫としては、関係機関との顔が見える関係性づくりに努めているというところです。課題については、やはり個人情報 の取り扱いを挙げさせていただいています。</p> <p>5 の個人情報の取り扱いについては、基本的には、ご本人たちの同意を前提とし、共有する内容は必要最小限にとどめています。ただ、命や生活に関わる緊急性が高い場合には、法的根拠に基づいて情報共有を行う形を取っています。</p> <p>工夫として、当事者には、知らないうちに勝手に情報を共有されない権利と書いたのですが、そういった権利がある前提をもって、それぞれの機関がまずは当事者から情報を得るように心がけるようにしています。</p> <p>続いて、同意の取り方ですが、同意を得たとしても、都度、その時に聞いた内容をどこの誰と共有させてもらっても大丈夫ですかと伺うように心がけています。</p> <p>6 の新たな支援サービスの検討については、重層的支援体制を今後整備していく形になりますので、その中でこういったサービス、支援が必要なのかを検討していければと考えているところ です。</p> <p>また、7 の民間支援が必要なことは、行政が対応できない時間です。ね。夜間や土日の支援が必要なケースへの相談支援や SNS など を活用した相談支援に、ぜひ民間支援という形でお力添えをいただければいいなと思っています。</p> <p>最後の6、7のあたりにつきましては、まだまだ市として協議していかなければいけない部分になりますので、この協議会を通していろいろ勉強させていただいたところや他自治体の取り組みを参考に、今後検討していければと考えています。</p>
田中議長	<p>どうもありがとうございました。それでは続きまして、鳩山町さん、どうぞよろしくお願ひします。</p>
新井委員	<p>鳩山町、長寿福祉課の新井です。よろしくお願ひします。</p> <p>鳩山町の基本情報ですが、先ほどの2つの市に比べると、圧倒的に小さい町になっています。人口規模が、富士見市のお子さまと同じです。お子さまが444人ということで、ミニマムな町になっています。</p>

まず、鳩山町の実態把握としましては調査ということではなく、常時行っているような状態です。対象世帯からの相談や関係者からの情報提供ということで、ヤングケアラーに関わる世帯というのがどの程度いるかを積み重ねている状態です。

また、普及啓発につきましては、子ども、住民に関しましては埼玉県が作成しましたヤングケアラーの冊子等を配布させていただいています。学校や支援機関に関しては、重層的支援体制整備事業を鳩山町は行っていますので、そちらのチラシと併せて、ヤングケアラーが今課題になっていますのでと啓発をしています。

続きまして、1の(2)早期発見ですが、重層的支援体制整備事業によって多機関協働・アウトリーチ・支援会議、こういったものを活用して支援対象と思われる世帯の情報を多方面から受け止める体制を整えています。具体的には、各相談窓口に寄せられた相談の中から、ヤングケアラーと思われる世帯について関係者の支援体制を構築したり、ヤングケアラーが相談を望みながらも直接相談することが難しい場合は、そのヤングケアラーに合った形で接触したりし、アウトリーチを図っています。

また、なかなか相談につながらないケースについては、社会福祉法第106条の中に規定されています支援会議によって情報共有を図るなど、様々な方面からアプローチを行っている状態です。

相談窓口に関しましては、重層的支援体制整備事業を鳩山町社協に委託して行っています。鳩山町の総合相談支援窓口ということで、こちらが相談の窓口を担っています。よって、ヤングケアラーに特化したものではなく、既存のもので相談を受けています。

工夫としては、深谷市社協のSNSを通じた相談窓口の設置を参考にして、7月からLINEでのヤングケアラー相談窓口を開設しています。こちらは社協が率先して、この協議会の1回目が終わった後、すぐにLINE相談をやりますということで社協が言っていたので、ではお願いしますということでやっていただいています。

続きまして3の信頼関係づくり、アセスメント、早期介入の判断です。こちらは先ほど富士見市さんのお話があったのですが、周りからの視点と本人の困りごとや課題に温度差がある場合があります。支援を周りが過剰に考えてしまうと不信感を抱くこともあるかと思いますので、支援側が多くの支援介入を行うことなく、この方に合った課題把握を適格に行いながら、距離感を詰めて支援ができればと留意しています。

工夫としましては、話しやすい相手、話しにくい相手がいます

ので、相談窓口の方を1人に絞らないようにというのが一番いいのかなと思います。男性であったり女性であったり年齢であったり、その方のキャラクター、先生であったりケアマネであったり支援員であったり民生委員さんであったり、いろいろな方、できる限り多くの選択肢の中から相談がしやすい方をピックアップできればと考えています。うまくいくケース、うまくいかないケースがあるとは思いますが、ヤングケアラーと関われる相談者も多くいるわけではないので、信頼関係をできる限り築きやすい方をマッチングできればと考えています。

3の(2) アセスメントシートに関しても先ほどの富士見市と同じように、既存のアセスメントシートを活用しています。私たちはヤングケアラーに特化して相談を受けているということではなく、その家庭全体を支援するというので、ケアラーに特化したアセスメントシートではなく、その家庭、その方個人のいろいろな課題に対応できるアセスメントシートを使わせていただいています。

3(3) 早期介入の判断について、当然のことですが、ケアが必要な方がいれば必ずケアラーがいる。これは当たり前ですが、その視点にきちんと立ったところで、ケアラーがいるということは少なからずその方は何かしら生活の課題を抱えている可能性があるという考えで支援をさせていただいています。医療や介護の関係の支援だけで対応できる範囲であれば、積極的な介入は必要ないかと思います。できる限り見守りということで、先ほどの図にもあった見守りというところで行政は関わらせていただければと思うのですが、複合化、複雑化していたり、介護疲れが如実に現れていたりするケースに関しましては、できる限り早い介入ということで、支援者がその方の生活を支えられる体制整備を整えられればと思っています。

しかし課題としては、先ほど宮崎さんや野口さんからも似たような話があったかと思うのですが、解決がすぐに図れるわけではないので、早期介入したからといってすぐに解決を図れるわけではないということが課題なのかなと考えています。

多機関連携の仕組み、調整役については、基本的には重層的支援体制整備事業の所管課は、私たち長寿福祉課になっています。実際の支援等に関しましては長寿福祉課と社会福祉協議会が連携してさせていただいています。多機関連携に関しましては町全体、庁舎全体が関係者ということでさせていただいています。具体的には、重層的支援会議を全体会として、町全体のいろいろな課題

<p>田中議長</p>	<p>を共有する会議を開催しており、ここでヤングケアラーの話共有させていただいています。</p> <p>既存の共同体との連携については、こちらの連携体制やフォーマットがあるわけではないのですが、とにかく柔軟にケースによって対応しているというのが現状です。工夫としましては、重層的支援体制整備事業における支援会議を活用することで、十分な対応ができていると考えています。私たちはとにかく重層に頼りきりで、ここでできる限り徹底的に協議できる場と考えています。</p> <p>続きまして、4の(2)庁舎外の機関との連携については、とにかく支援会議を通じて各機関、徹底的に対応するケースがあればお願いしますということで来ていただき、協議する体制を整えています。</p> <p>5の個人情報の取り扱いについては、基本的には個人の同意を取らせていただいて支援に入ることが多いのですが、困難ケースであったり早期介入が必要なケースであったり個人情報の取り扱いに関する同意が取れないケースについては、支援会議を使って情報共有をしています。</p> <p>同意の取り方の工夫ですが、これも課題に挙がるかと思うのですが、正直、家族全員から同意を取るのは現実的ではないので、やはり誰か相談者から直接お話をいただいて、家族の情報等も共有させていただくねということで同意を取らせていただいているのが現状かと思えます。</p> <p>7の行政では担えず民間の支援が必要なことについて、正直、民間も財政的にだいぶ厳しい状態です。民間にばかり求めて、行政は得意ではないから民間でお願いねということをやりに過ぎてしまうと、行政と民間の亀裂が生じかねないかなと私自身は考えています。できる限り、行政と民間が足並みをそろえて、そして財政的支援をしっかりとされながら、できる限り民間の支援に頼っていく、そのバランスを取ることが必要なのかなと考えています。</p> <p>8のその他として、今日は宮崎さんや野口さんが来ていただいているのですが、私たちだけではどうにもならないところがたくさんあるので、当事者からの意見をより多く聞くことで、先ほどの民間支援や行政支援、そういったものがより幅広くできるのではないかと考えています。</p> <p>7月からLINEの相談も早期に始めたという、そのスピード感に驚きを隠せません。どうもありがとうございました。</p> <p>3市町からご報告がありましたが、ささいなことでも結構です</p>
-------------	--

<p>木下委員</p>	<p>ので、事実確認なども含めて委員の皆さんからご質問がありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>では、私から1点入間市の木下委員にお伺いしたいのですが、早期発見のところで、改めて既に関わりのある児童について、ヤングケアラーかもしれないという視点を持ってアセスメントを実施という記述があるのですが、そういった意識を変えていくと何件ぐらい、具体的な事例が浮かび上がってくるのでしょうか。可能な範囲で結構ですので、気付くことで変化した、アセスメントにつながった、より丁寧に話を伺えたというケースは、ありますでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーではないかと、色々な機関、学校や地域包括支援センターなどから26件来ています。そのうち5~6件は、昨年12月から相談を受けており、以前からヤングケアラーのようなお子さんがいるということで情報がありました。実際、26件全部の審議というかアセスメントは終わっていないのですが、今のところ3件がヤングケアラーではないかと判断しています。ただ、まだ支援に結び付いていません。父母のご理解と申しますか、なかなか承諾が得られない状況ですので、今後も継続して見守りやお話をさせていただく状況です。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。具体的な情報をいただきました。資料2のヤングケアラー支援の流れをみて、私も話をしているところですが、実際に気付いて発見がされて、アセスメント、お話を伺うという段階になって、今その関係づくりの段階なのかもしれませんし、実態としてはヤングケアラーの状態があるお子さんの思いなども伺うところなのではないでしょうか。プランニングも今後考えて、ご家族、ご両親等の連携などが取れていくと、プランニングをして支援に結び付くという、そのようなプロセスで今後考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>木下委員</p>	<p>そうですね。中には要保護児童対策地域協議会のケースとして関わっているご家庭もあり、定期的にご家族に関係している部署もありますので、そういったところと連携して進めていきたいと考えています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。既にある要保護児童対策地域協議会等の既存の協議会とは別に、ヤングケアラーに特化した相談窓口で</p>

木下委員	<p>あつたり、支援体制を作つたりしていると捉えています、その点は合っていますでしょうか。並行しているということでしょうか。</p> <p>そのとおりです。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。清水委員から手が挙がりました。お願いします。</p>
清水委員	<p>埼玉県民生委員・児童委員協議会の清水です。よろしくお願ひします。3市町さんのお話、ありがとうございました。</p> <p>聞きたかったのは、県で高校2年生を対象に全生徒さんの調査を1回行ったとお伺いしたのですが、入間市さんは小学校、中学校で、低年齢のお子さんからの状況を把握したご報告がありました。こういった調査は、各市町村で個別にやる案件なのか、それとも県として小学校、中学校のお子さんの実態調査を行うのが良いのかそういった方向性は、あるのでしょうか。</p> <p>それと、当事者のお話を聞いていると、高校生になっていろいろ進路の問題などがあるということですが、小学校、中学校のころにある程度のつながりができれば、高校生になってという形よりも前もっての色々な支援やつながりができるのではないかと思います。小学校、中学校の段階に応じて把握ができたほうが良いのかなというのと、中学受験、高校受験の進路指導など色々な節目で人生のポイントがあると思うので、そういったところで支援につながる動きをやったほうが良いのではないかと感じました。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。今のご質問は、県の施策の視点もありましたけれどもいかがでしょうか。宮下委員お願いします。</p>
宮下委員	<p>県では、令和2年度に高校2年生を対象に調査をさせていただきました。</p> <p>清水委員からのご質問で、小学校、中学校などの調査を市町村でやっている例はあるけれども、県として、全体としてやったほうが良いのではないかというご質問だったかと思ひます。令和2年度はヤングケアラーという子どもたちがいるのかいないのかということで、調査をするという意味合いも大きいところでした。その子どもたちには、どのような支援が必要なのか、どういうことで困っているのかということ調査させていただきました。</p>

	<p>ただ、今は国でも小学校、中学校、あるいは大学生というものの調査は進んでいます。あるいは市町村でも、小学校、中学校、高校というところで調査が進んでいます。その中でも、ヤングケアラーという一定程度の子どもがいることは、そこで把握はできているのだと思うのです。だとすると、これからはどのような支援をしていくのかという段階になってくると思います。例えば支援が必要な子どもを発見するような調査ということであれば、県では難しいのかなと思っていますので、市町村にお願いをするというスタンスで考えています。</p> <p>清水委員、いかがでしょうか。</p>
<p>田中議長 清水委員</p>	<p>ありがとうございます。ぜひ、小学校、中学校も各市町村で実態調査が行われて全体像が把握できて、それに向けてのきめ細かい対策に結び付けていくのがいいのかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>田中議長</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。併せて、ヤングケアラーの可能性のある方だけではなく、ケアマネジャーや色々な事業体に対しての意識調査や支援の実態の調査などを行うと、アンケート調査をすることで、ケアマネさんが、今抱えているケースの方でヤングケアラーかもしれないと気付く場合もあつたりしますので、そういった観点も必要ではないかと個人的には思います。</p> <p>その他、全体の3市町さんのお話を踏まえて、そしてヤングケアラー支援における課題や協議事項の中で、いかがでしょうか。多機関の連携の部分。具体的に言いますと資料1の4の市町村行政における相談窓口と、あと各機関の連携調整という観点と、あと6の地域における連携体制の場づくりの調整のところを少し優先的にお話できればと思います。</p>
<p>土屋委員</p>	<p>アスポート学習支援の土屋です。富士見市さんに質問です。</p> <p>まさに今、田中先生がおっしゃったような多機関との連携というところで、学校との連携についてです。先ほどきょうだいの面倒を見させられているのではないかと先生が見てたケースですが、先生は多分、どこからか情報を仕入れてそれを言ったと思うのです。子ども未来応援センターから学校としてこのようにもう少し連携できたらいいな、理解してもらえたらいいなというところがあるかどうかというのが1つ。</p>

猪野塚委員

もう一つ。今回の3つの行政の方ではなく、教育委員会の方に伺いたいのですが、私は間に入っているのによく分かるのですが、学校の先生というのはものすごく忙しくて、すごく大変だと思うのです。そういう中で、子どもの目から見ると子どもの生活は家が半分、社会的な活動として学校が半分。この2つの中で、家のことが色々あって学校に行けていないことや、学校に行くのが大変になっている、あるいは勉強ができないので将来設計がうまくいかないというのが大きな問題だと思うのです。学校の先生たちもすごく大変な中で、先生としてはどのようなサポートをこういう子どもたちにしてもらえたらうれしいのだろうか。そういう視点というのは、すごく大事だと思うのです。

例えば、宿題を出してこないのだったら、宿題をやってきてくれたらということや、不登校の子の家庭を訪問してくれたらなど。あるいは相談部会というのがあると思いますけれども、そういう相談部会のところで出てくるような課題。恐らく宿題が出ないことや不登校や相談部会など、かなりヤングケアラーと関係していると思うのです。そういうものを学校の目線から、こういうものがあったら助かるという、この2点です。

まずは富士見市さんで、学校に期待するようなことをお聞かせ願えたらと思います。

実際のところ、学校と連携させていただいている部分もとても多くて、すごく連携が取れる学校とは常に情報共有をしながら、「ここはもう少し学校で家庭にアプローチしてみますね」とお話しいただき、一方で私どものほうでは、「では、こちらはこう対応してみます」というような、本当に連携を図りながらやっている学校も多くあります。

一方で、なかなかそういうことが難しい学校も正直あります。心配なお子さんがいるのだけれどもとお電話をいただくのですが、その連絡をもらったただけだと私どもは何もできないという言い方はあれですけれども、動くことが難しく、そのご家族につないでいただくことや、お子さんと会わせていただくなど、何かつなぎの部分をお願いしたいとお話をさせてもらっています。多分困っていらっしゃるのだと思うのですが、一緒にというのがなかなか難しいと感じる学校が中にはあるかなと思っています。

あとは、校長先生や管理職の方が代わると、各学校の方針が変わったりというのも、よく色々な場面で聞くお話かなと思っています。どの学校とも同じように連携を図りながらできればいいな

土屋委員	<p>と感じています。</p> <p>ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。学校側が民間の色々な団体に求めることの部分で、富士見市さんに限らずで、学校の立場からというところで、教育委員会のお立場からご発言いただいてもよろしいでしょうか。</p>
有賀委員	<p>県教育委員会の人権教育課の有賀です。先ほど富士見市さんからの話は、学校の対応の仕方ですね。連携をしやすい学校とにくい学校があるという話だと思うのです。</p> <p>学校現場、特に県立学校の経験でいいますと、やはり対外的な問題というのは主に管理職がやるという形になっています。ですので、その管理職の方の今までの経験や、福祉とやりとりをしたことがある管理職の方とそうではない方といますので、その面で違いが出てくるのかなという気がします。</p> <p>基本的には、担任の先生は多機関の連携といっても、その機関とは、なかなかやりとりしません。家庭に行ってしまう話ができると思うのですが、私も1回不登校の生徒のところでも多機関連携をしたことがあるのですが、抱えている案件が多くなると、大体普通管理職の方は1人か2人しかいませんのでいっぱいいっぱいになってしまいます。あと、県立高校ですと遠くの市町村との連携は当然しづらくなりますし、そういう事情もあるかなと思います。</p>
土屋委員	<p>ありがとうございます。恐らく県立だと高校というのが中心になると思います。学校種にも結構よるのかなと思います。もし小中学校で、担任の先生としては、こう思うというのがもしあればお願いします。</p>
田中議長	<p>そうでしたら、富士見市教育委員会の小関委員、お願いします。</p>
小関委員	<p>私は、スクールソーシャルワーカーとして県から教育相談室に派遣されている者です。富士見市では、富士見市の教育相談室には8名の相談員と、あと副ソーシャルワーカーがいるのですが、その8人が必ず毎学期学校を回るのです。学校で相談を受</p>

	<p>けて、その情報を子ども未来応援センターとも共有しています。ですから、子ども未来応援センターで少し話しづらいという場合には、割と教育相談室からその学校に行って話をしたりということをしているのが現状です。</p>
土屋委員	<p>ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>矢野委員、ご発言をお願いします。</p>
矢野委員	<p>土屋委員から小学校の担任の先生、中学校の担任の先生はどのように思っているのだろうと、一番現場に沿った疑問をいただいたのですが、有賀委員がおっしゃったとおり、学校はヤングケアラーの問題だけではなく、不登校やいじめ等様々な課題を抱えている中で、担任としては、学校にさえ何とか来てくれれば、そこでその子たちに十分な心の栄養を与えてあげたり、希望を与えてあげたりすることが担任の先生としてはできるのだけれども、そのスタートラインに立つために、例えば朝迎えに行かなくてはならない、放課後送り届けてあげなくてはいけないというところまで担任の先生に負荷がかかってくると、恐らく担任の先生も目いっぱいになってきます。ですので、学校にたどり着くまで、もしくは学校から家に帰るところ、そのあたりにフォローアップがあると助かります。担任の先生としてできることの多くは、学校という敷地内におけることです。当然登下校も管理下ではあるのですけれども、学校という敷地内で何とか支えてあげようということに注力できれば、担任としては、とても助かります。</p>
土屋委員	<p>ありがとうございます。すごく分かります。結構最近、学校の先生から頼まれるのです。朝起こしてくれとか一緒に来てくれ、迎えにきてほしいなど。頼まれたら私たちはやりますので、本当にその気持ちはすごく分かります。ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>貴重な情報共有、ありがとうございます。地域の子どもの居場所、フードパントリーという立場で草場委員はいかがですか。</p>
草場委員	<p>埼玉フードパントリーネットワークの草場です。 地域でパントリーも子ども食堂も学習支援もしながら、あと民生委員の主任児童委員でもあるので、実は該当の中学校には不登校の子たちが行くさわやか相談室に週に2回通ったりしていま</p>

	<p>す。校長先生や教頭先生とも個別の生徒さんの悩み、問題、課題を共有しながら、相談室の相談員さんとも個別の生徒さんの話を聞きながら、不足の部分を地域の学習支援の場で行い、お互いにサポートしながらということを進めています。そういう意味では、個別の学校とはうまく回っている部分が、実はあります。ただ、それが広く市域の学校で全て行われていることではないので、そこが難しいところですね。私は主に市民活動的にも、それから主任児童委員という立場的にも、両方、学校に関わっているといういい位置にあるので、そういうことを進められています。</p> <p>恐らく、主任児童委員というのは守秘義務を持ちながら学校と接点を持っているという、とてもいい位置にいる人たちなのです。例えばヤングケアラーの情報を共有する難しいところを少し解消しながら、学校も少し安心して共有できる。主任児童委員が地域にいたので、まずは共有できる範囲を広げてぜひその方を活用しながら、少しずつ学校がしてほしいことなどを外に出していただいて、情報を共有しながら地域でできることが進んでいければいいというのが、私が地域で活動していて思うところです。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。資料2のヤングケアラー支援の流れというフローの図を見ますと、例えば実践から最初の支援基盤づくりのところすでに日常的にというか、適宜という形で学校との連携が既にケースのご相談や情報共有をされるというのが、民生委員・児童委員さんが個人情報のところでも有用であるというお話だと感じました。</p> <p>定期的な会議の場のような連絡の場というのは、あるのですか。</p>
草場委員	<p>定期的なところに参加しているわけではなく、個別のケースについてですね。相談員さんや、校長先生から話があったり。この子は地域で見守ってもらいたい、地域でサポートしてほしいという案件が出てきたら、その個別のことについて相談を受けるという形です。個別の学校、私が担当する小学校、中学校では、十何年やっているので多分、学校と信頼関係ができていて、校長先生が代わられても信頼をいただいているのかもしれない。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。要保護児童対策地域協議会にもご参加されているのですか。</p>
草場委員	<p>要保護児童対策地域協議会は、よほどのことでないと声がかか</p>

<p>田中議長</p>	<p>らないので、ほとんど参加していません。</p> <p>あえて定期的にですかと伺ったのは、そういった要保護児童対策地域協議会の部分や、既にある重層的支援体制整備事業の会議体のところで、定期的にそういったヤングケアラーのことについて確認をや、支援の進行管理など、また体制づくりということも含めて、そのような場が必要なのかどうかということも意識した上で発言したところでした。ありがとうございます。</p> <p>参考1の資料で個人情報の、先ほども富士見市さんのお話でも、どう個人情報を共有するかという話がありましたので、ご提供お願いします。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>埼玉県社協の大島です。参考1の資料をご覧ください。こちらは厚生労働省の多機関・多職種連携のマニュアルの中に、個人情報共有に係る考え方の例を参考に出させていただきます。</p> <p>ここでは3点でまとめていまして、学校から教育委員会に対してアセスメントシートを提出してもらい、要保護児童対策地域協議会に通告するという流れの中で情報を共有するというパターン。それから、自治体の個人情報保護審議会にかけて情報共有可能な状況をあらかじめ整えておくという方法もありますということ。3点目として、児童福祉法に基づく要支援児童としての市区町村への情報提供ということで、整理しています。やはり児童虐待につながる危険なケースという前提の中で取り扱っていくということが、1つの方法としてあるということになります。</p> <p>下段は、重層的支援体制整備事業において、先ほど鳩山町の新井委員がおっしゃっていただいた支援会議というものが、社会福祉法の第106条の中で守秘義務の適用ということで整理されています。支援会議に参加するメンバーには、守秘義務が適用されませんので、鳩山町さんについては、支援会議に位置づけて、必ずこの守秘義務をかけて情報を共有するという整理をされていたかと思えます。</p> <p>鳩山町の新井委員から何か補足があれば、お願いします。</p>
<p>新井委員</p>	<p>鳩山町長寿福祉課の新井です。</p> <p>支援会議についてですが、こちらは出ている方に、会議開催の時に必ずこの社会福祉法第106条の支援会議の規定に基づいた会議を開催しますということ、皆さんにお話をさせていただいた上で同意を取って開催をさせていただいています。で</p>

齋藤委員	<p>すので、こちらを開催する時には、必ず長寿福祉課が主体となって、各参加していただく方に対して通知を送って、こういう会議です。守秘義務が課せられますということで対応させていただいています。</p> <p>学校など全ての機関でご対応させていただいています。学校のヤングケアラーの問題であったり、そういったもののお話があった場合も、学校さんからお話があっても、必ず私たちが主体となって、では会議を開催させていただきますということで、学校さんにまた会議を設定させていただくという形を取らせていただいています。</p> <p>鳩山町長寿福祉課の齋藤です。</p> <p>昨年度から支援会議を始めたのですけれども、この支援会議は、重層的支援体制整備事業をやっていないと使えないことになっています。私は、教育委員会で行っている就学支援委員会にも出席させていただいてまして、そこで学校関係の皆様にも、こういう支援会議があるので気になることがあったら、守秘義務をかけているので安心してご提供くださいという話をさせていただいてから、より教育委員会、または学校の校長先生、スクールソーシャルワーカーから、どんどん長寿福祉課に情報提供していただきました。それを基にヤングケアラーをはじめ不登校の子など、全て学校関係と共有させていただきながら支援を行っています。</p>
田中議長	<p>どうもありがとうございます。このフローチャートでいいますと、この流れが既に重層的支援体制整備事業の中でも同じように展開されているということでしょうか。この図をご覧ください、さらに鳩山町さんのほうで工夫して鳩山町バージョンはこうですよという点は、ありますか。ご意見などありましたら。そういうものも手引の中でマニュアルを作る際に、幾つかモデルを提示したり、人口規模やいろいろな状況を踏まえて、それぞれ埼玉県内の各市町村さんが選択しやすかったり、ではこういうふうにやってみようかと思えるようなイメージを提示していくのかなと思いますので、ご助言いただけるとありがたいです。鳩山町さんは、いかがでしょうか。</p>
新井委員	<p>鳩山町長寿福祉課の新井です。</p> <p>こちらのヤングケアラー支援の流れは、私たちが重層的支援体制整備事業の支援の流れということで作成させていただいている</p>

<p>田中議長</p>	<p>流れに、だいぶ近い形なのかなと思います。ヤングケアラーということなので、信頼関係づくりであったり、少し特徴的なものはあるのかなと思うのですが、まさしく、まず相談基盤をしっかりとつくって、それで相談を受け、しっかり周知啓発も行いながら介入を図って、アセスメントしてモニタリングして。本当に、この流れどおりのものに近いかなと考えています。</p> <p>ありがとうございます。最初の話に戻ると、ヤングケアラーの理解で、必ずしも問題解決というところに限らないという意味では、継続した支援という中の位置付けの大きな枠組みとしたら、見守る形の支援もあれば、共感的に寄り添う形での支援や、お話をじっくり聞こうという支援もあります。様々な支援というのが、この支援に位置付けられるのかなと思いますし、その後のモニタリングというところも記載がありますね。</p> <p>ここで野口さんに聞いてみたいのですが、今、流れが共有されていますが、その一つ一つの関係づくりにおいても、色々な配慮や注意点もあるかなと思いますが。野口さんのご経験を基に大切にしてほしいことなど、支援に携わるような任務を負ったりする方に求めることなど、どういうことが必要だと思いますか。</p>
<p>野口氏</p>	<p>先ほどと同じ繰り返しになってしまうかもしれないのですが、やはりいつでも連絡の取り合える関係性は大事だと思います。最初に連絡をいただく時というのは、ヤングケアラー側は知らない人間に連絡をするわけですから。それは、ものすごく勇気の要ることだと思うのです。それに応えるためには、まずその方の話を聞くところから始めてほしいと思います。</p> <p>いつでもLINE をくれる、メールをくれるという関係性になるまで、やはり時間が結構かかるのです。今まで連絡を取った中でも、本当に1回の往復で途切れてしまった方などもいらっしゃいました。例えばネット上のつながりなどで、それが意味弱点だったりするように感じることもあるのです。関係性ができて、このコロナ禍ではありますけれども、やっと対面でお会いできたりということもあります。そこまでいく間の相手への信頼感をつくっていくことは、私もこの活動をしている中で学んでいます。</p> <p>周りの大人の方や支援者に対しても、この人は話してもいいだろうかと何か壁をつくってしまう。子どもや若者の方から見たら、ここまでは話してもいいけれども、ここから先は話さないという線引きというのがあると思うのです。そこをどうやって和らげて</p>

田中議長

いくかというのが大事だと思います。私も 30 代ですし、ヤング、若者ケアラーの方とは、だんだん年が離れていくわけで、感覚も違ってくるなというのは実感としてあります。その中でも、この人は話してもいいのだな、話を聞いてくれるのだなと思ってもらえるまで、本当に根気強く話を聞くというところが、究極、一番大事なところなのかなと感じています。

どうもありがとうございます。とても根気強くというところですね。手引きには、信頼関係づくりで元ヤングケアラーの方々の声の中で、このようにしていただいたら、すごくほっとできたり安心できたりなど、そういった声も盛り込みながらというのも大切なことかなと、あらためて野口さんの話を聞いて感じました。

私の知っている元ヤングケアラーの方は、大人は最後まで話を聞かないというご発言をいただいた方がいます。何だかんだで、少し話すと「そうだよな」と理解して、大人の話の展開に持って行ってしまったり、ではどういう支援が必要なのと引き出してしまったりというような。私の言いたいことを最後まで聞いてくれる専門職や、そうではない立場のいろいろな大人のことをその方は言っていましたけれども。私の話を最後まで聞かずに遮って話をしだしてしまうというような、そういった経験のある方もいました。やはり最後まで話を聞くというところも大事だなと、今、野口さんの話を聞いて触発されて発言してしまいました。

今日、議論し切れなかった部分がたくさんあるのですけれども、また事務局の皆さまから個別にまたご意見を頂戴したり、そういった動きも出てくるかと思えます。委員の皆様から、どうしてもこの場でこの点を伝えておきたいですなど、ありますでしょうか。

本当に貴重なご意見、宮崎さんも、野口さんもありがとうございます。限られた時間でしたが、本当に委員の皆さんに貴重なご意見をいただきました。そしてご報告してくださった市町村の皆さん、本当にありがとうございました。

今日の議題内容を踏まえまして、また手引の素案を事務局で作成いただくという段取りになります。次回の協議会で手引の素案を基に、あらためて支援体制作りのポイントを確認したり、引き続き協議を続けていきたいと思っています。また、皆さんの事例等のご提供などをご相談させていただくこともあるかもしれませんけれども、その時には、どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

田中議長	それでは、つぎに、(3) その他について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (近藤主査)	(資料なし) 「ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について」 お知らせ
田中議長	その他、委員の皆様から何か、ご報告事項等はございますか。 それでは、これで協議をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。 ご協力ありがとうございました。
進行：事務局 (県社協 熊井部長)	田中議長、進行ありがとうございました。 最後に、次回協議会の日程について御連絡申し上げます。 次回は、令和4年10月6日(木)13時30分から開催いたします。開催方法は、原則、集合形式を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンライン開催を含めて検討していきたいと考えております。 また、第4回を令和5年2月17日(金)に予定しています。御多用中に大変恐縮ではございますが、御予定をよろしく願います。 以上で第2回ヤングケアラー支援推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。



手離さない、 今と未来。

ヤングケアラーとは？

病気や障害がある家族のために、
本来大人が担うような、家事や家族の世話・介護などの
サポートを行なっている18歳未満の子供をいいます。



障害や病気のある家族のために ヤングケアラーが日常的にしていること



家計を支えるために
労働をして助けている



幼いきょうだいの
世話をしている



買い物・料理・洗濯
などの家事をしている



身体的なケアをしている
(看病、見守り、トイレの介助など)



精神的なケアをしている
(話し相手になる、愚痴を聞くなど)

責任や負担の重さにより ヤングケアラーが諦めてしまっていること



勉強や受験、進学



部活などの課外授業



自分だけの時間を持つこと



友達と放課後に
遊ぶこと



子供らしく
自由に夢を描くこと



理解されること
気軽に相談すること

ヤングケアラーのためのLINEチャンネル登録受付中

オンラインイベントも開催します!

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。

詳しくはLINEで配信します

お友だち登録はこちらから



ヤングケアラーチャンネルでできること

埼玉県ヤングケアラーチャンネルは、
家族に関する相談や進学・就職相談、お役立ち情報の発信などを行い
ヤングケアラーをサポートします。



お友達登録してみませんか？

日常の家族の
お世話の悩み

誰にも話せない
家庭のこと

家族の
お世話による
友達との悩み

将来への不安

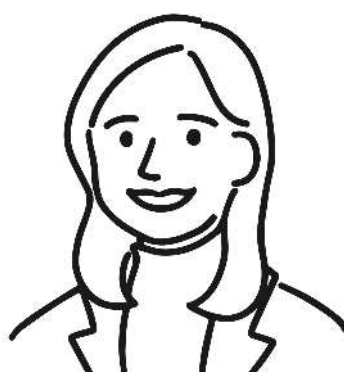
進学や就職に
関する相談

私たちが相談にのります！

元ヤングケアラー
宮崎成悟さん



元ヤングケアラー
高尾江里花さん



ヤングケアラー同士で
語り合おう！

ヤングケアラーオンラインイベント開催

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。詳しくはLINEでご案内します。



主催

埼玉県福祉部 地域包括ケア課

TEL : 048-830-3266

FAX : 048-830-4781

運営

一般社団法人ヤングケアラー協会

contact.form@youngcarerjapan.com

ケアラー月間の取組について

1. 目的

ケアラーという言葉や定義の理解のほか、一言でケアラーといっても多種多様な状況や思いがあることについて理解を深めることを目的とする。

2. 取組内容

■ ケアラーによるトークイベントの開催

・ケアラーによるトークイベントを開催し、ケアラーについての普及啓発を図る。

■ ケアラーに関するパネル展の開催

・ケアラーに関するパネル展を行い、ケアラーについての普及啓発を図る。



パネル展イメージ

■ メッセージ動画の配信・放映

・メッセージ動画を月間中に県HPのほか、県内市町村や協力企業のデジタルサイネージ等で放映する。

■ ヤングケアラー支援推進協議会の全体会の開催

・協議会におけるこれまでの検討内容等について県内関係機関に共有する全体会を開催する。

■ 働き方改革セミナーの開催

・産業労働部主催で開催する、経営者向けの「働き方改革セミナー」において、「介護」をテーマとして取り上げる。

■ 団体・企業と連携した取り組みについて

・現在調整中